

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成23年2月22日(火)

その他

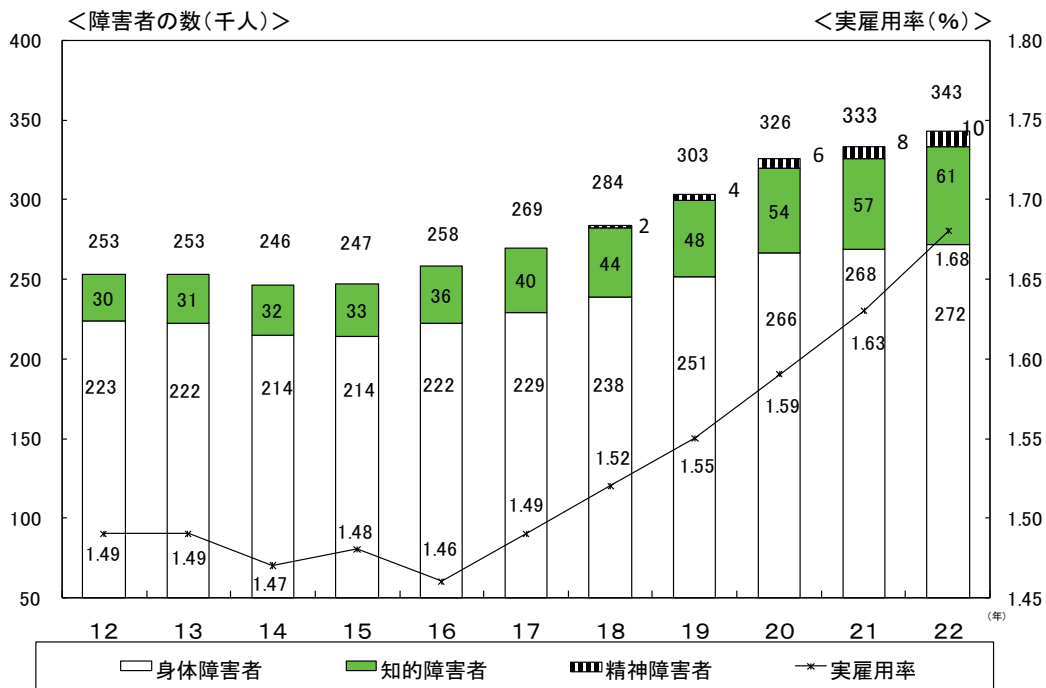
目 次

1 厚生労働省・職業安定局資料.....	1
2 文部科学省・初等中等教育局資料.....	17
3 国土交通省・住宅局資料.....	43

職業安定局

障害者雇用の状況（平成22年6月1日現在）

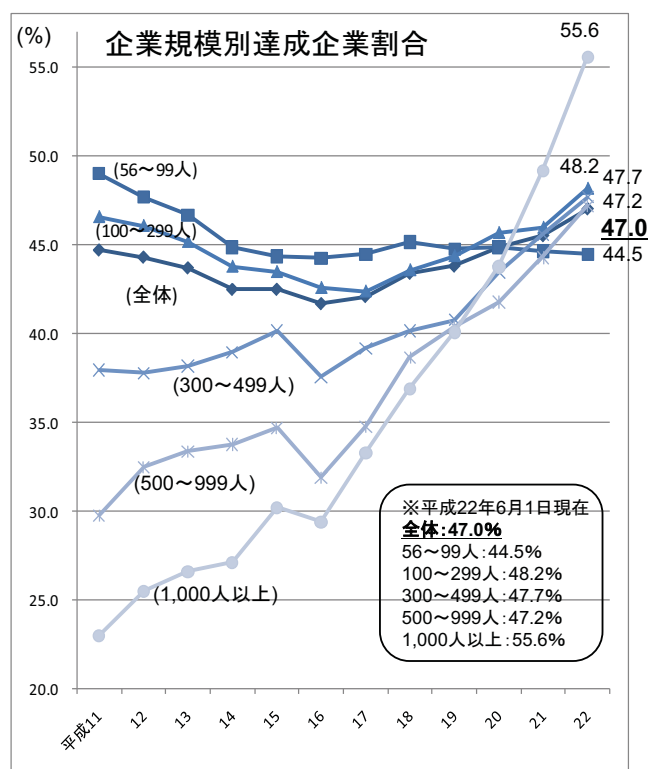
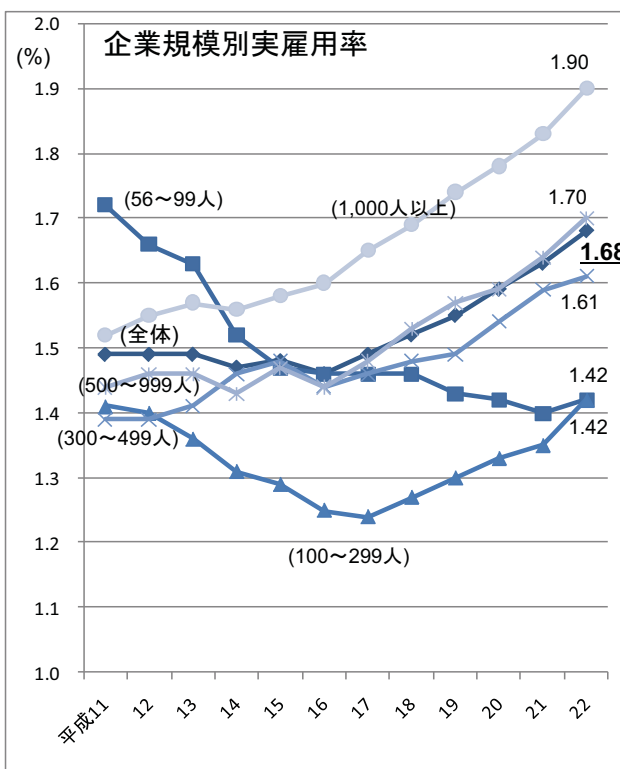
- 民間企業の雇用状況 **実雇用率 1.68%** **法定雇用率達成企業割合 47.0%**
- 法定雇用率には届かないものの、**5年連続で過去最高**を更新。障害者雇用は着実に進展。



(注) 雇用義務のある56人以上規模の企業の集計
 「障害者の数」は以下の者の合計。なお、精神障害者は平成18年から集計。
 ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、重度身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者は1人カウント
 ・ 重度身体障害者、重度知的障害者は2人カウント ・ 精神障害者である短時間労働者は0.5人

民間企業における障害者雇用状況(企業規模別)

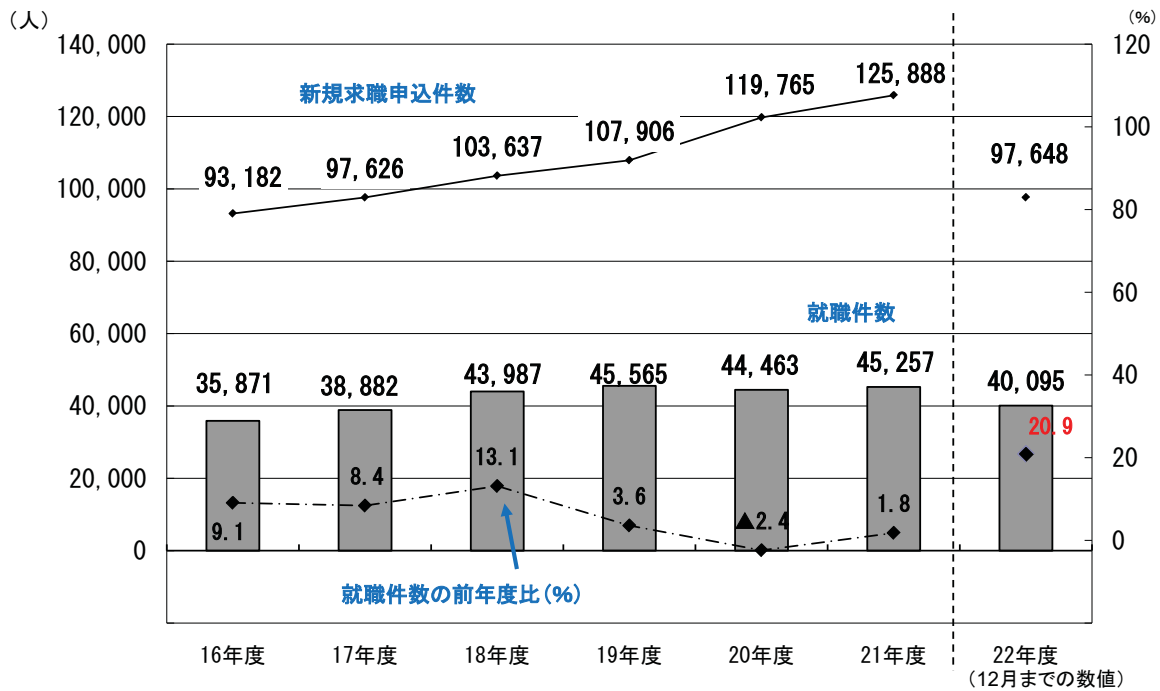
- 全体として法定雇用率には未だ届いておらず、企業規模別全体でも達成企業は半数以下。
- 特に、**中小企業の取組み**が遅れている。



※平成22年6月1日現在
全体:47.0%
 56~99人:44.5%
 100~299人:48.2%
 300~499人:47.7%
 500~999人:47.2%
 1,000人以上:55.6%

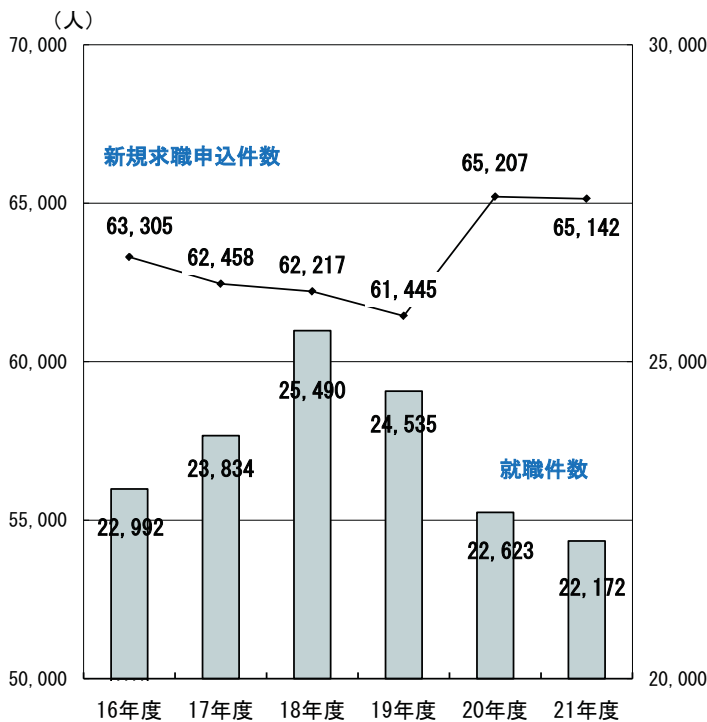
ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

平成22年度は、就職件数及び新規求職者数ともに前年度を大幅に上回る水準で推移。
特に、就職件数は12月末時点で前年同期比20.9%増である。

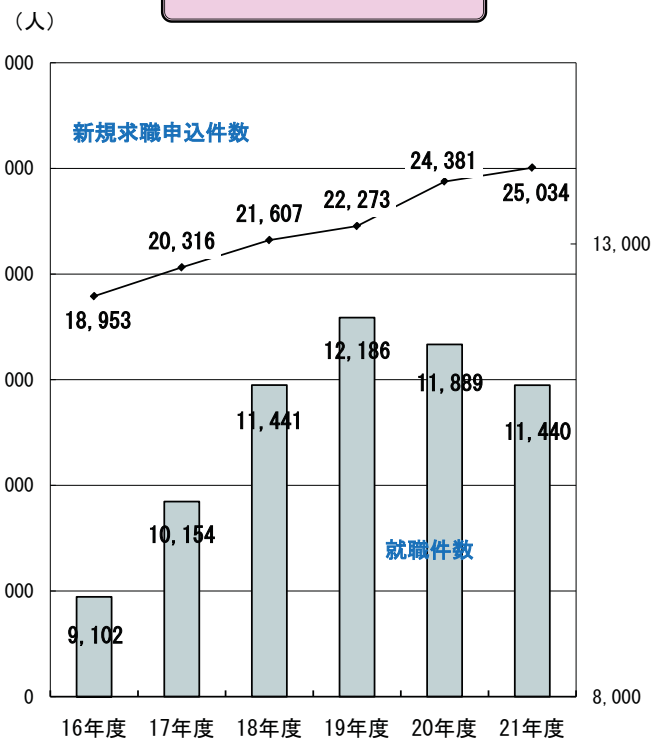


ハローワークにおける障害種別の職業紹介状況①

身体障害者

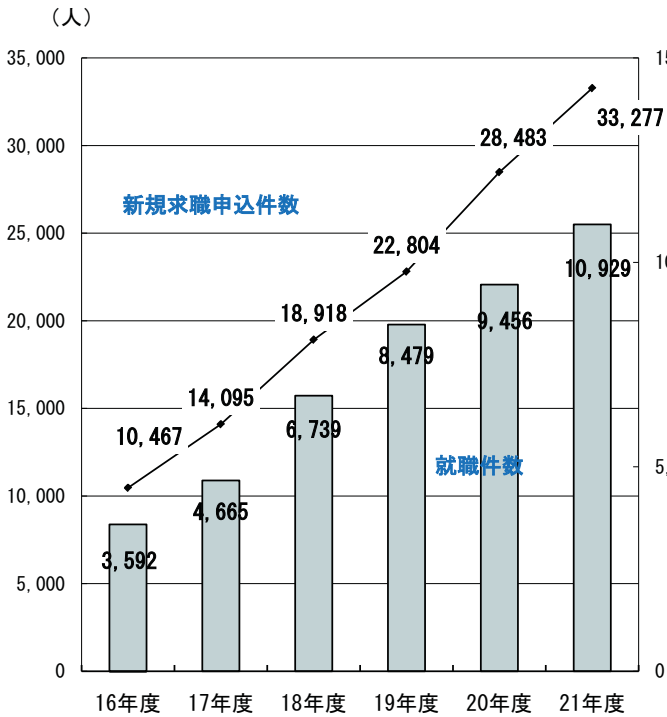


知的障害者

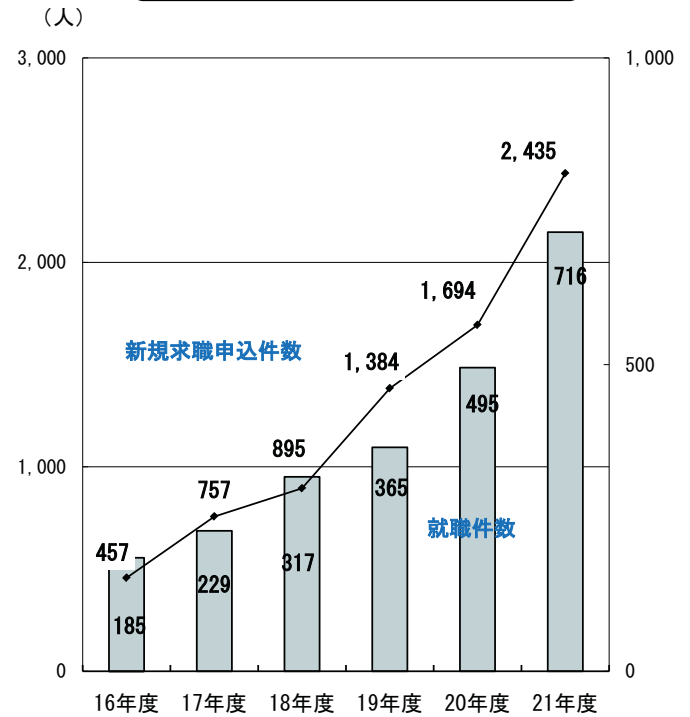


ハローワークにおける障害種別の職業紹介状況②

精神障害者

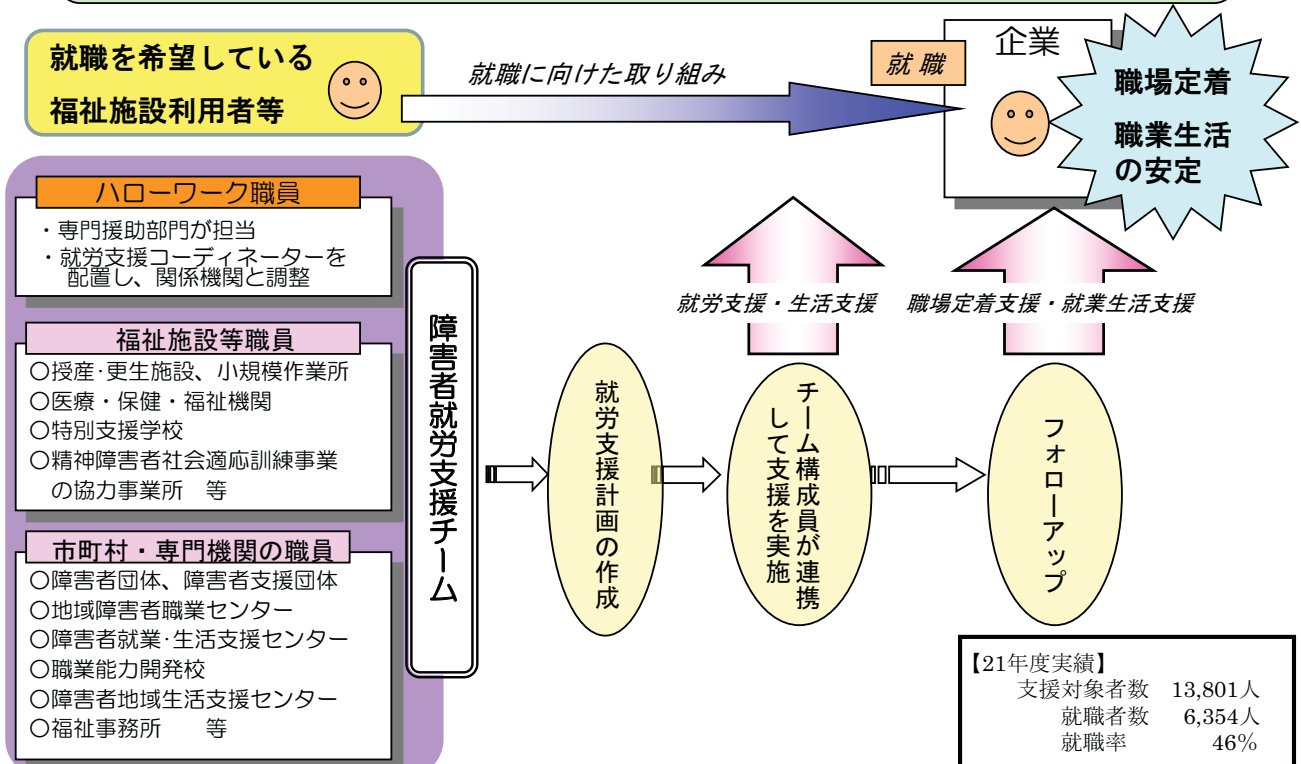


その他障害 (発達障害、高次脳機能障害など)



障害者就労に向けた「チーム支援」

○ 福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、**ハローワーク職員と福祉施設等の職員、市町村の職員等がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施(平成18年度から実施)**



「チーム支援」の実績

- 障害者自立支援法が施行した平成18年度からモデル事業(10所)として開始。平成19年度から全国実施し、年々支援対象者が増加するとともに、高い就職率を維持。
- 知的障害者や精神障害者の利用割合が高く(全体の約85%)、障害特性に応じたきめ細かな支援を実施。

＜チーム支援の実施状況＞

	支援対象者	就職件数	就職率
平成18年度	231人	116人	50.2%
平成19年度	3,568人 ↓	1,778人 ↓	49.8%
平成20年度	10,442人 ↓	5,202人 ↓	49.8%
平成21年度	13,801人 ↓	6,354人 ↓	46.0%

＜チーム支援の障害種別の実施状況（平成21年度）＞

	支援対象者（構成比）	就職件数（構成比）
身体障害者	1,735人(12.6%)	764人(12.0%)
知的障害者	7,902人(57.3%)	3,949人(62.1%)
精神障害者	3,849人(27.9%)	1,527人(24.0%)
その他(*)	315人(2.2%)	114人(1.8%)

*その他とは、発達障害や高次脳機能障害など

若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

【現状】

- コミュニケーション能力や対人関係が困難な者は、採用に至らなかったり、離転職を繰り返す例も少なくない。こうした困難を抱える要因の1つとして「発達障害」である場合がある。

【対応の方向性】

- 発達障害でも、適切な支援を受けることで、就職可能性が拡大。
- 発達障害ではないが、コミュニケーション能力に問題があるボーダーライン上の者についても、発達障害者と同様の支援をで、その就職可能性が拡大。

【対応策】

- ① 若年者の就職支援を行う機関と障害者の就労支援機関の連携体制を構築
- ② コミュニケーション能力に困難を抱えている要支援者 に対して、自らの特性と支援の必要性についての気づきを促し、適切な支援への誘導を行う。
- ③ 発達障害者への専門的支援の強化を図ること等により、ニーズに応じた適切な相談・支援を実施し、円滑な就職の促進を図る。

要支援者の発見

適切な支援への誘導

希望に応じた支援の提供

就職

ハローワークや若者向け就職支援機関から

- ハローワーク相談時に、就職不調の背景に障害のあることに気づき、専門支援機関等に適切に誘導。
 - 地域若者サポートステーションにおける相談過程において、専門支援機関等に誘導。
- ➡ ○ ハローワークに就職チューターを配置
○ 発達障害者専門指導監による関係機関の相談スキルの向上

大学等高等教育機関・学校から

- ハローワークと大学や学校などの障害者修学支援等との連携
- 発達障害への就職支援情報・方法を提供
 - 発達障害学生に卒業前から職業相談等を実施

発達障害者支援センターから

- 就職を希望する方に対しての連携による支援を実施

障害者向け専門支援
を選択する者

障害者向け専門支援
を選択しない者

地域障害者職業センター

職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援等の提供

ハローワーク

障害専門窓口での支援

一般相談窓口での支援

- 就職チューターによる職業相談・職場定着支援

その他の若者向け就職支援機関

発達障害者専門指導監による指導

※ 平成22年度までに実施;25局(北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡など)
平成23年度から実施;さらに9局(岩手、秋田、山形、群馬、三重、山口、愛媛、大分、宮崎)

地域障害者職業センターについて

- 地域の就労支援機関との連携のもと、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供。
- 職業リハビリテーションに関する高い専門性を有する障害者職業カウンセラーを配置。
- 各都道府県に1か所設置。このほか支所5か所(北海道・東京・愛知・大阪・福岡)。

障害者支援業務

精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病者等、他の機関では支援が困難な障害者を中心に提供

〔 利用者数 28,428[21年度] (18.4%増)
うち精神障害者、発達障害者等の就労支援が困難な者 13,663(利用全体の48.1%)[21年度] 〕

- ① **職業評価** 就職希望等を把握し、職業能力・適性等を評価。これを基に、状況に応じた職業リハビリテーション計画を策定。 **【実績】 実施件数 36,194[21年度]**
- ② **職業準備訓練** 模擬的な就労場面を利用したセンター内での作業、就労に関する講習を通じて作業遂行力、コミュニケーション能力、対人適応力の向上支援を実施。 **【実績】 就職率 56.7%[21年度]**
- ③ **ジョブコーチ**
(職場定着支援) 事業所にジョブコーチを派遣。障害者に対し職場適応や、事業主に対する職場における職務創出等の支援を実施。 **【実績】 定着率(支援終了6か月後) 84.8%[21年度]**
- ④ **職場復帰支援** 急増する精神障害者に対し、医療関係者と連携し、職場適応力や業務上必要な集中力向上を図るプログラム実施。 **【実績】 1,447[21年度]／復職・雇用継続率80.8%[21年度]**

事業主支援業務

事業主に対する障害者の雇用管理に関する専門的な支援の実施 利用事業主数 15,462[21年度]

関係機関支援業務

地域の就労支援機関への専門的助言・援助の実施 利用関係機関数 13,505[21年度]

地域障害者職業センターでの地域の関係機関に対する助言・援助 ①

改正障害者雇用促進法の施行(平成21年4月)

- センター業務として「**地域の関係機関に対する職リハに関する助言・援助**」を法的に位置付け。
➡ 就労移行支援事業や特別支援学校など関係機関における就労支援の知識・ノウハウの習得等を図り、地域の就労支援力を底上げ。

助言・援助の実施

各センターにおいて、カウンセラーが自ら技術的事項についての助言・援助を実施。

- ケース相談、ケース会議等において、具体的な支援方法についてアドバイス **15,151回**
- 職業前訓練などの職リハサービスの見直しや、支援ツールの利用方法など **技術的事項についての提案、解説 838機関 2,265回**
- 関係機関の職員と地域センターのカウンセラーが実際に協同して支援を行うことを通して支援の実施方法について説明、解説 **579機関 2,129件**
- 地域センターが行う職業準備支援等の支援場面を活用して関係機関の職員を **実習生として受入れて支援ノウハウを説明、解説 45機関 82件**

地域障害者職業センターでの地域の関係機関に対する助言・援助 ②

実務的研修等の実施

就業支援基礎研修 実施66回 受講者2,143人

- 関係機関の就業支援担当者を対象に実施(県や市の行政機関も対象)

マニュアル・教材の作成・提供

- 就業支援基礎研修の受講者、自ら研修を実施する関係機関及び職員、センターによる支援を受ける関係機関に対し内容や活用方法を解説しながら提供

その他の援助

- 障害特性に関する勉強会、支援ツールの活用方法の講習会等の開催
46回 延べ186機関参加
- 関係機関が主催、関係機関職員が受講する研修、講習会への講師派遣協力
532機関 延べ700回派遣

障害者職業センター

●障害者職業総合センター所在地 〒261-0014 千葉県千葉市美浜区若葉 3-1-3 TEL.043-297-9000 FAX.043-297-9056

●広域障害者職業センター所在地

国立職業リハビリテーションセンター 〒359-0042 埼玉県所沢市並木 4-2 TEL.04-2995-1711 FAX.04-2995-1052

国立吉備高原職業リハビリテーションセンター 〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川 7520 TEL.0866-56-9000 FAX.0866-56-7636

●地域障害者職業センター所在地

センター名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
北海道障害者職業センター	001-0024	札幌市北区北 24 条西 5-1-1 札幌サンプラザ 5F	011-747-8231	011-747-8134
旭川支所	070-0034	旭川市 4 条通 8 丁目右 1 号 ツジビル 5F	0166-26-8231	0166-26-8232
青森障害者職業センター	030-0845	青森市緑 2-17-2	017-774-7123	017-776-2610
岩手障害者職業センター	020-0133	盛岡市青山 4-12-30	019-646-4117	019-646-6860
宮城障害者職業センター	983-0836	仙台市宮城野区幸町 4-6-1	022-257-5601	022-257-5675
秋田障害者職業センター	010-0944	秋田市川尻若葉町 4-48	018-864-3608	018-864-3609
山形障害者職業センター	990-0021	山形市小白川町 2-3-68	023-624-2102	023-624-2179
福島障害者職業センター	960-8135	福島市腰浜町 23-28	024-522-2230	024-522-2261
茨城障害者職業センター	309-1703	笠間市鯉淵 6528-66	0296-77-7373	0296-77-4752
栃木障害者職業センター	320-0865	宇都宮市睦町 3-8	028-637-3216	028-637-3190
群馬障害者職業センター	379-2154	前橋市天川大島町 130-1	027-290-2540	027-290-2541
埼玉障害者職業センター	338-0825	さいたま市桜区下大久保 136-1	048-854-3222	048-854-3260
千葉障害者職業センター	261-0001	千葉県美浜区幸町 1-1-3	043-204-2080	043-204-2083
東京障害者職業センター	110-0015	台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 3F	03-6673-3938	03-6673-3948
多摩支所	190-0012	立川市曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル 5F	042-529-3341	042-529-3356
神奈川障害者職業センター	228-0815	相模原市桜台 13-1	042-745-3131	042-742-5789
新潟障害者職業センター	950-0067	新潟市東区大山 2-13-1	025-271-0333	025-271-9522
富山障害者職業センター	930-0004	富山市桜橋通り 1-18 住友生命富山ビル 7F	076-413-5515	076-413-5516
石川障害者職業センター	920-0856	金沢市昭和町 16-1 ヴィサージュ 1F	076-225-5011	076-225-5017
福井障害者職業センター	910-0026	福井市光陽 2-3-32	0776-25-3685	0776-25-3694
山梨障害者職業センター	400-0864	甲府市湯田 2-17-14	055-232-7069	055-232-7077
長野障害者職業センター	380-0935	長野市中御所 3-2-4	026-227-9774	026-224-7089
岐阜障害者職業センター	502-0933	岐阜市日光町 6-30	058-231-1222	058-231-1049
静岡障害者職業センター	420-0851	静岡市葵区黒金町 59-6 大同生命静岡ビル 7F	054-652-3322	054-652-3325
愛知障害者職業センター	453-0015	名古屋市中村区椿町 1-16 井門名古屋ビル 2F	052-452-3541	052-452-6218
豊橋支所	440-0888	豊橋市駅前大通り 1-27 三菱 UFJ 証券豊橋ビル 6F	0532-56-3861	0532-56-3860
三重障害者職業センター	514-0002	津市島崎町 327-1	059-224-4726	059-224-4707
滋賀障害者職業センター	525-0027	草津市野村 2-20-5	077-564-1641	077-564-1663
京都障害者職業センター	600-8235	京都市下京区西洞院通塩小路下る東油小路町 803	075-341-2666	075-341-2678
大阪障害者職業センター	541-0056	大阪市中央区久太郎町 2-4-11 クラボウアネックスビル 4F	06-6261-7005	06-6261-7066
南大阪支所	591-8025	堺市長曾根町 130-23 堺商工会議所 5F	072-258-7137	072-258-7139
兵庫障害者職業センター	657-0833	神戸市灘区大内通 5-2-2	078-881-6776	078-881-6596
奈良障害者職業センター	630-8014	奈良市四条大路 4-2-4	0742-34-5335	0742-34-1899
和歌山障害者職業センター	640-8323	和歌山市太田 130-3	073-472-3233	073-474-3069
鳥取障害者職業センター	680-0842	鳥取市吉方 189	0857-22-0260	0857-26-1987
島根障害者職業センター	690-0877	松江市春日町 532	0852-21-0900	0852-21-1909
岡山障害者職業センター	700-0821	岡山市北区中山下 1-8-45 NTT クレド岡山ビル 17F	086-235-0830	086-235-0831
広島障害者職業センター	732-0052	広島市東区光町 2-15-55	082-263-7080	082-263-7319
山口障害者職業センター	747-0803	防府市岡村町 3-1	0835-21-0520	0835-21-0569
徳島障害者職業センター	770-0823	徳島市出来島本町 1-5	088-611-8111	088-611-8220
香川障害者職業センター	760-0055	高松市観光通 2-5-20	087-861-6868	087-861-6880
愛媛障害者職業センター	790-0808	松山市若草町 7-2	089-921-1213	089-921-1214
高知障害者職業センター	781-5102	高知市大津甲 770-3	088-866-2111	088-866-0676
福岡障害者職業センター	810-0042	福岡市中央区赤坂 1-6-19 ワークプラザ赤坂 5F	092-752-5801	092-752-5751
北九州支所	802-0066	北九州市小倉北区萩崎町 1-27	093-941-8521	093-941-8513
佐賀障害者職業センター	840-0851	佐賀市天祐 1-8-5	0952-24-8030	0952-24-8035
長崎障害者職業センター	852-8104	長崎市茂里町 3-26	095-844-3431	095-848-1886
熊本障害者職業センター	862-0971	熊本市大江 6-1-38 ハローワーク熊本 4F	096-371-8333	096-371-8806
大分障害者職業センター	874-0905	別府市上野口町 3088-170	0977-25-9035	0977-25-9042
宮崎障害者職業センター	880-0014	宮崎市鶴島 2-14-17	0985-26-5226	0985-25-6425
鹿児島障害者職業センター	890-0063	鹿児島市鴨池 2-30-10	099-257-9240	099-257-9281
沖縄障害者職業センター	900-0006	那覇市おもろまち 1-3-25 沖縄職業総合庁舎 5F	098-861-1254	098-861-1116

障害者に対する就労支援の推進 ～平成23年度障害者雇用施策関係予算案のポイント～

平成23年度予定額 **218 (212)億円**

※括弧書きは前年度予算額

I 雇用率達成指導の強化と地域の就労支援の強化

68 (71)億円

- ◆ ハローワークを中心とした地域の福祉や教育等の関係機関との連携による「チーム支援」の推進
- ◆ 身近な地域で、就業面と生活面の一体的な支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の拡充【設置箇所数 282センター → 322センター】
- ◆ ハローワーク紹介により短期間(3か月)の試行雇用を行う事業主に対し助成する「トライアル雇用」事業の推進【対象者 9,000人】 等

II 障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化

27 (21)億円

- ◆ 障害特性に応じた総合的な雇用支援の実施
 - ◇ ハローワークにおいてカウンセリング業務や精神障害者に関する企業への意識啓発などを行う「精神障害者雇用トータルサポーター(仮称)」を配置
 - ◇ カウンセリングを行う専門家を雇うなど、精神障害者が働きやすい職場づくりを行う事業主に対し支給される奨励金(「精神障害者雇用安定奨励金」)の更なる活用促進
 - ◇ 発達障害者や難病のある人を雇用し、適切な雇用管理等を行う事業主に対し支給される助成金(「発達障害者雇用開発助成金」/「難治性疾患患者雇用開発助成金」)の更なる活用促進 等
- ◆ ハローワークや労働局において精神障害者などを雇用する「チャレンジ雇用」の推進【170名→370名】
- ◆ 在宅就業障害者の支援制度(「在宅就業支援団体」など)の周知・広報活動の実施 等

III 障害者の職業能力開発支援の強化

56 (60)億円

障害者に対する就労支援の推進

～平成23年度 障害者雇用施策関係予算案のポイント～

平成22年12月



厚生労働省
職業安定局 障害者雇用対策課
職業能力開発局 能力開発課

施策の概要

障害者雇用に関する状況をみると、平成21年度におけるハローワークの新規求職件数は過去最高であった平成20年度を上回る等、引き続き障害者の就労意欲の高まりが見られる。とりわけ精神障害者や発達障害者、難病者などについては、平成17年度からの5年間で、新規求職申込件数、就職件数ともに大きく伸びており、今後とも障害特性に応じたきめ細かな就労支援を行うことが求められている。

こうした中、政府は「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ（平成22年6月18日閣議決定）」における雇用・人材戦略において、2020年までに障害者の実雇用率を1.8%とする等障害者の就業率向上のための政策目標を設定し、障害者雇用の促進に取り組むこととしている。

障害者の実雇用率は、平成16年の1.46%以降、平成22年の1.68%と年々上昇傾向にあるが、法定雇用率は未達成であり、また、法定雇用率を満たす企業の割合は全体の47.0%と半数以下である等、引き続き障害者雇用の充実・強化を図る必要がある。

平成23年度においては、上記の状況を踏まえ、

- ① 雇用率達成指導の強化と地域の就労支援の強化
- ② 障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化
- ③ 障害者の職業能力開発支援の強化

を主要な柱として、障害者に対する就労支援の充実を図る。

平成23年度予定額 21,805 (21,239) 百万円

※括弧書きは前年度予算額

I 雇用率達成指導の強化と地域の就労支援の強化

1 ハローワークを中心とした地域の関係機関との連携による「チーム支援」の推進

[予定額 680 (622) 百万円]

ハローワークが中心となって、地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」を編成し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」を推進するとともに、「就職ガイダンス」等の実施により、ハローワークのマッチング機能の向上を図る。

2 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施

[予定額 4,267 (3,820) 百万円]

障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」について、全障害保健福祉圏域（平成22年4月現在：361）への設置に向け、設置箇所数の拡充等を図る。

（設置箇所数 282センター → 322センター）

3 障害者試行雇用事業の推進

【予定額 864（994）百万円】

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用へ移行するため、短期間の試行雇用（トライアル雇用）を実施する。

（対象者数 9,000人）

II 障害特性や働き方に応じた支援策の充実・強化

1 障害特性に応じた総合的な雇用支援の実施

【予定額 2,099（1,869）百万円】

（1）ハローワークにおける精神障害者への専門的支援の強化

【予定額 593（353）百万円】

ハローワークにおける精神障害者の新規求職者数の急増に合わせ、精神障害者に対する従来のカウンセリング等の業務に加え、精神障害者に関する企業の意識啓発から就職後のフォローアップ等を行う「精神障害者雇用トータルサポーター（仮称）」を配置し、精神障害者に対する総合的かつ継続的な支援を行う。

（2）精神障害者等の雇用促進を図るための奨励金の活用

【予定額 520（388）百万円】

カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりに努めた企業や、精神障害者等の障害特性を踏まえ、一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者等ステップアップ雇用」を行う企業に対する奨励金の活用により、精神障害者等の一層の雇用促進、職場定着を図る。

（3）うつ病等精神障害者の職場復帰のための総合支援事業（個別実践型リワークプログラム）の実施

【予定額 437（441）百万円】

精神障害者の職場復帰ニーズに対応するため、地域障害者職業センターにおける支援体制を強化し、うつ病等休職者の職場復帰支援を実施する。

(4) 発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化

[予定額 361 (406) 百万円]

発達障害者の就労支援については近年ニーズが高まっている中、今後、発達障害者の求職者が増加し、就労支援について体系的な支援の実施が必要になることが見込まれるため、ハローワークにおける発達障害者の支援体制を拡充・強化するとともに、発達障害者を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うこと等により、発達障害者の雇用の促進と安定を図る。

(5) 難治性疾患患者雇用開発助成金

[予定額 145 (125) 百万円]

難病のある人を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うことにより、難病のある人の就労を支援するとともに、その雇用管理上の課題等の把握を行う。

2 チャレンジ雇用の推進

[予定額 562 (258) 百万円]

知的障害者や精神障害者等を都道府県労働局やハローワークにおいて非常勤職員として雇用し、1～3年の業務経験を踏まえた一般企業等への就職の実現を推進する。

(170名 → 370名)

3 在宅就業支援制度の活用促進 (新規)

[予定額 17 (0) 百万円]

在宅就業支援制度について、事業主及び地方自治体へ当該制度周知のためのリーフレット送付、及び現在、在宅就業支援団体として活動している事例等を交え制度を紹介するセミナーを実施し、活用促進を図る。

Ⅲ 障害者の職業能力開発支援の強化

1 民間を活用した機動的かつ実践的な職業訓練の推進

[予定額 1,595 (1,824) 百万円]

企業、社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練を実施するとともに、特別支援学校と連携したより早い段階からの職業

能力開発機会を提供し、一般就労に向けた切れ目のない支援を実施する。

また、在職障害者を対象として、職場定着や職種転換に伴い必要となる職業訓練を実施する。

さらに、新たに職業意識の啓発や就職に要する職業能力の付与等を行う座学訓練と、企業における実習を組み合わせた、障害者向けの日本版デュアルシステムを導入する。

(対象者数 9, 550人)

2 地域における職業能力開発推進基盤の強化

[予定額 132 (191) 百万円]

教育・福祉の実施主体である都道府県並びに政令指定都市の資源を有効活用することとし、職業訓練をより効果的・効率的に推進するための事業を実施する。

(実施箇所数 15自治体)

3 公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進

[予定額 3,834 (3,846) 百万円]

障害者職業能力開発校において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に重点を置いた支援を実施する。

4 発達障害者に対する職業訓練の推進

[予定額 68 (127) 百万円]

一般の職業能力開発校における発達障害者を対象とした職業訓練を推進する。

(実施箇所数 6か所)

文部科学省

障害保健福祉関係主管課長会議

平成23年2月22日（火）

特別支援教育行政の現状と課題

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

特別支援教育の対象の概念図

[義務教育段階]

義務教育段階の全児童生徒数 1074万人

重
↑
障害の程度
↓
軽

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

0.58%
(約6万2千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

1.26%
(約13万5千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 自閉症
聴覚障害 情緒障害
肢体不自由 学習障害 (LD)
病弱・身体虚弱 注意欠陥多動性障害 (ADHD)
言語障害

0.50%
(約5万4千人)

2.34%
(約25万1千人)

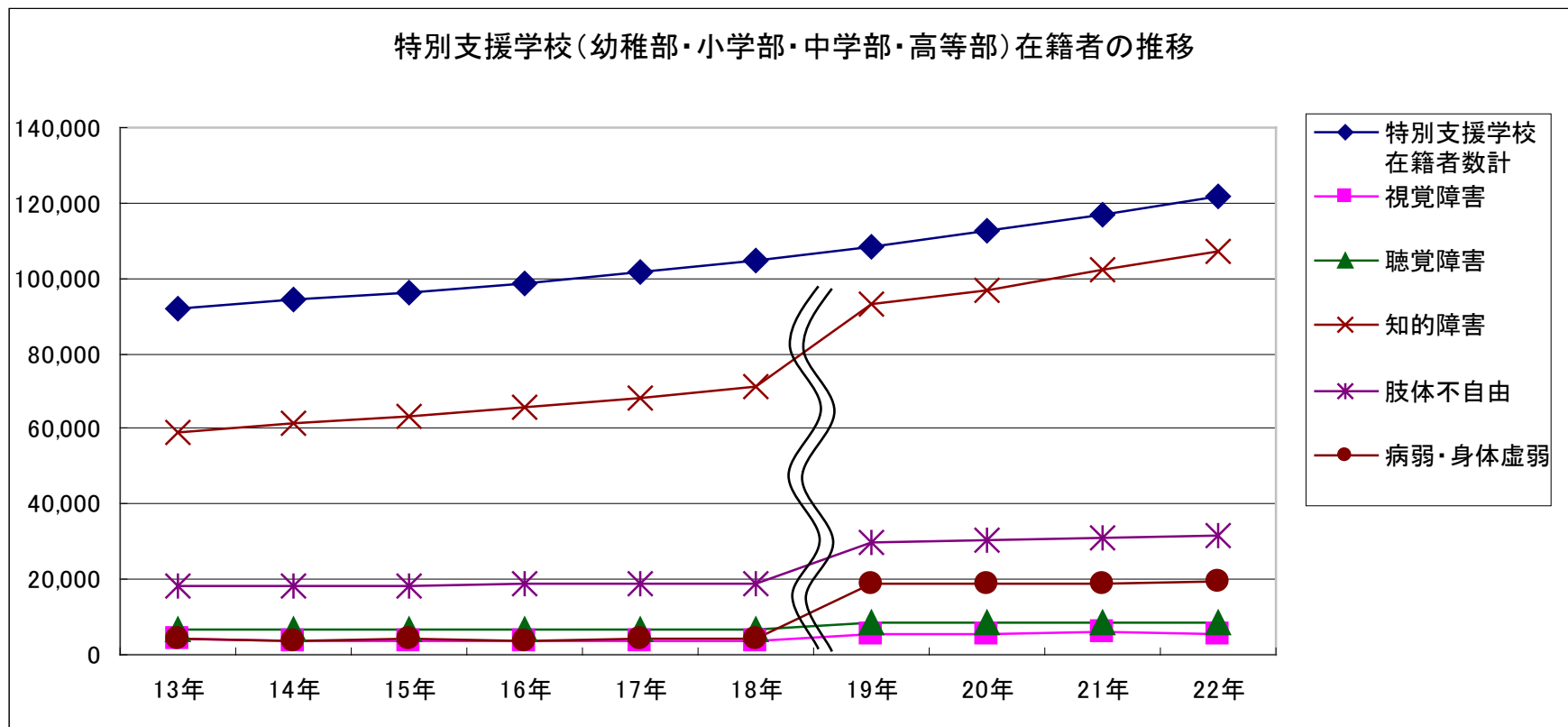
※1
LD・ADHD・高機能自閉症等
6.3%程度の在籍率 ※2

※1 LD (Learning Disabilities) : 学習障害
ADHD (Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害
※2 この数値は、平成14年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(※2を除く数値は平成21年5月1日現在)

特別支援学校の現状（平成22年5月1日現在）

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。

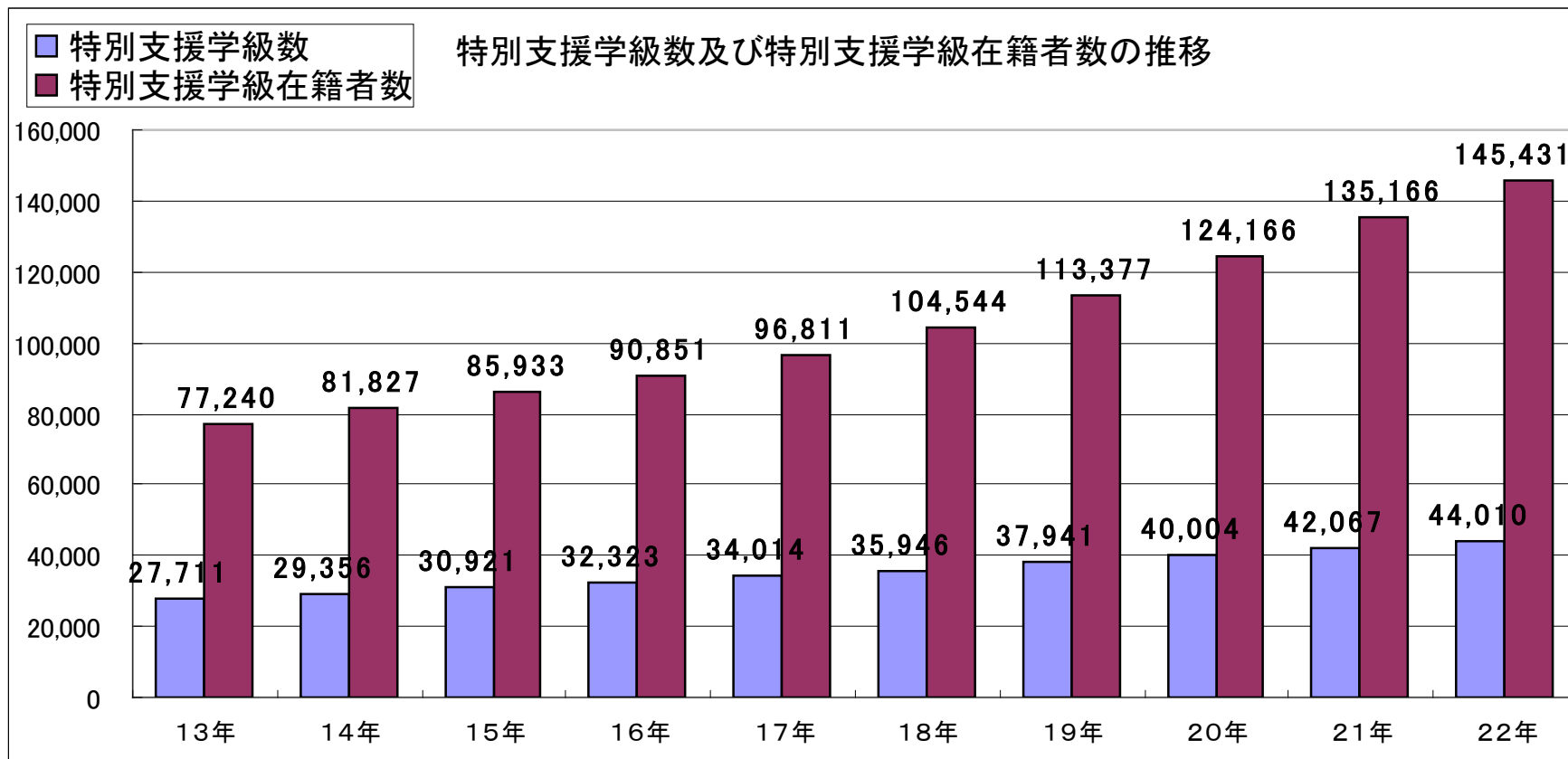


	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	116	656	296	131	1,039
在籍者数	5,774	8,591	106,920	31,530	19,337	121,815

※注：平成19年度以降の数値は、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、幼児児童生徒の障害種は学級編制により集計し、学校数については、対応している障害種毎に集計した。そのため、重複障害学級在籍者および複数の障害種に対応している学校についてはそれぞれの障害種に重複してカウントしているため、各障害種の数値の合計は特別支援学校の計とは一致しない。

特別支援学級の現状(平成22年5月1日現在)

特別支援学級は、障害の比較的軽い子どものために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限)であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

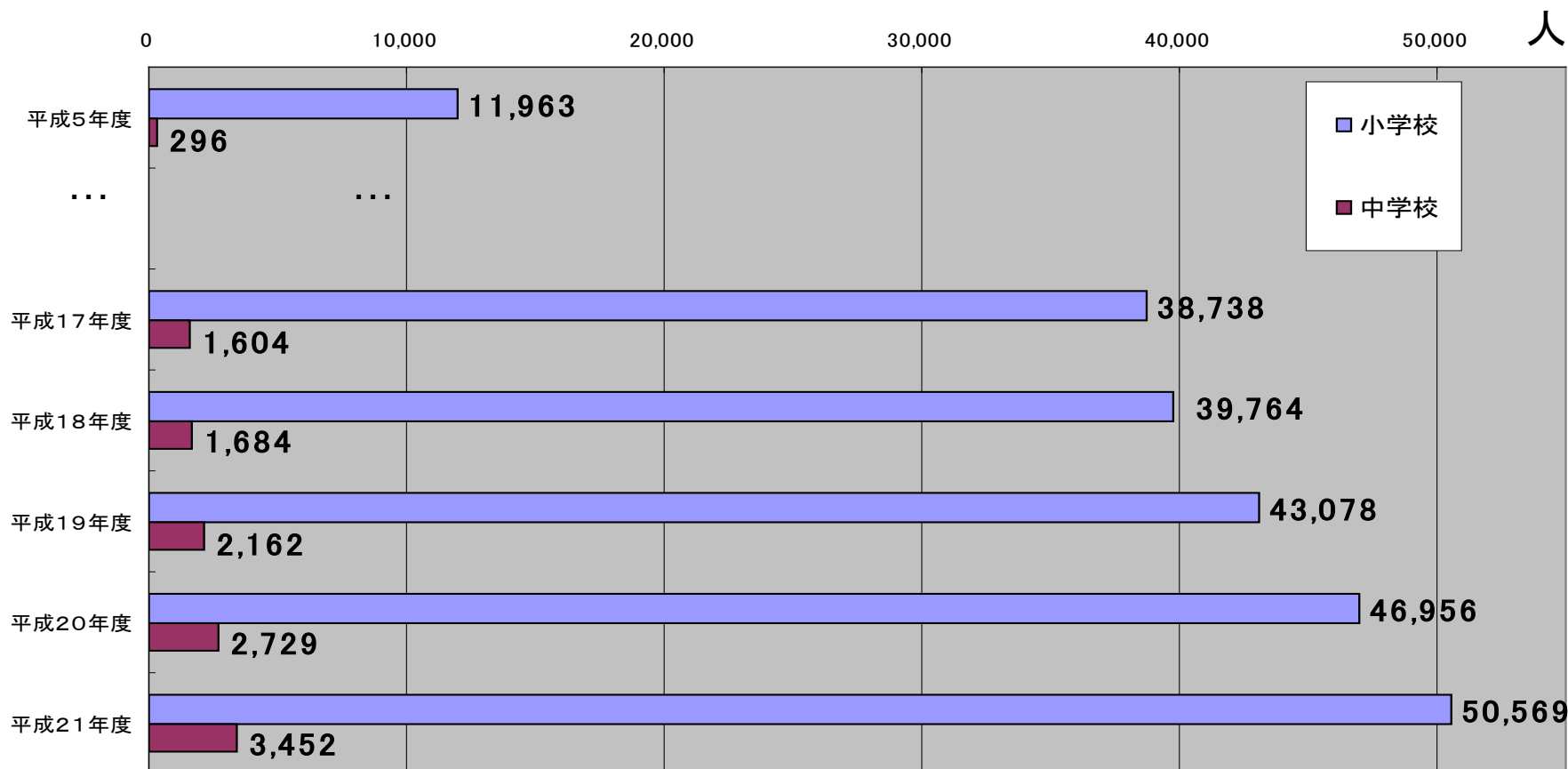


	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	22,416	2,567	1,190	309	750	507	16,271	44,010
在籍者数	80,099	4,265	2,129	373	1,262	1,521	55,782	145,431

通級による指導の現状

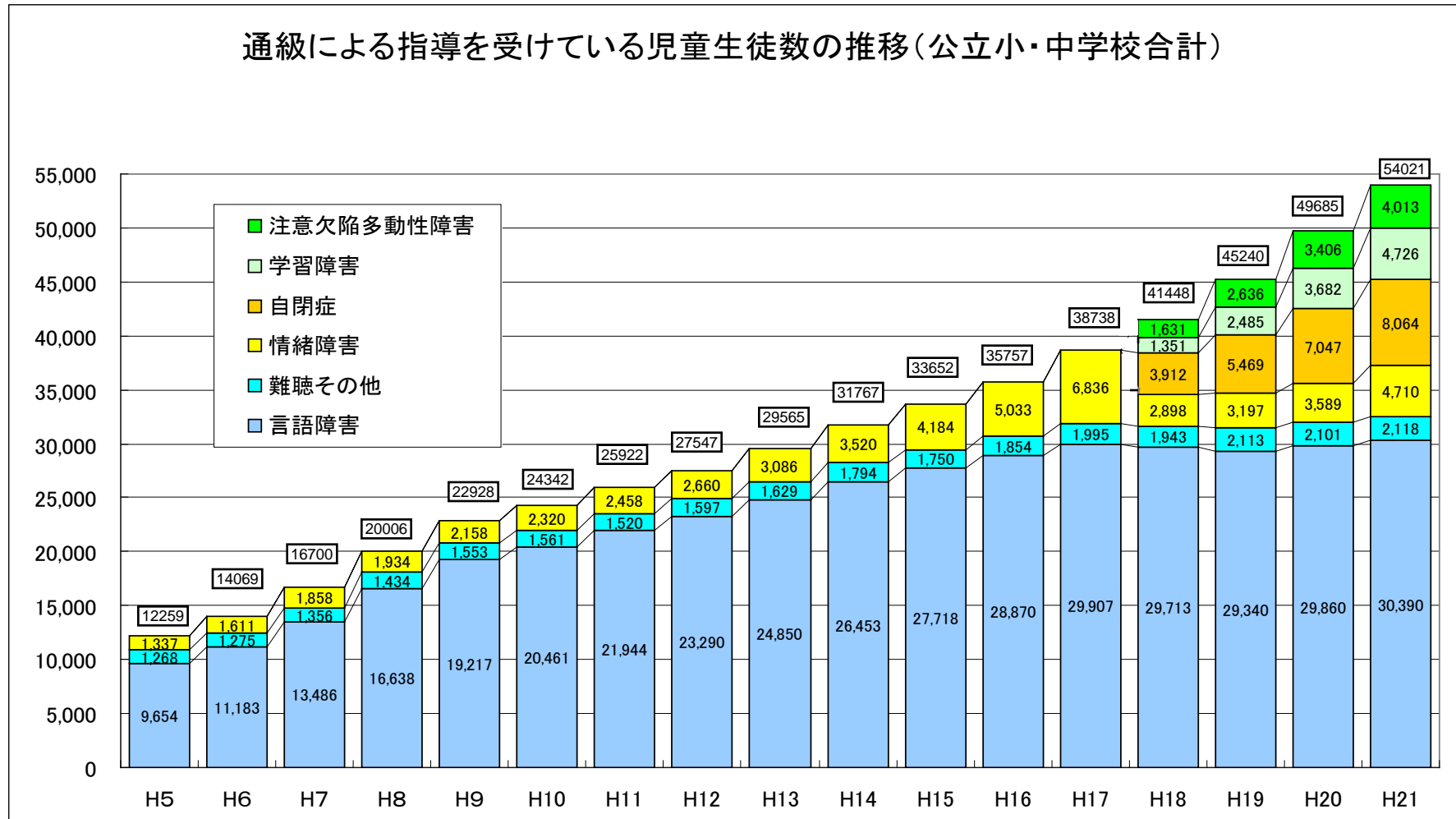
通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、弱視、難聴などである。

通級による指導対象児童生徒数の推移



※ 各年度 5月1日現在

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

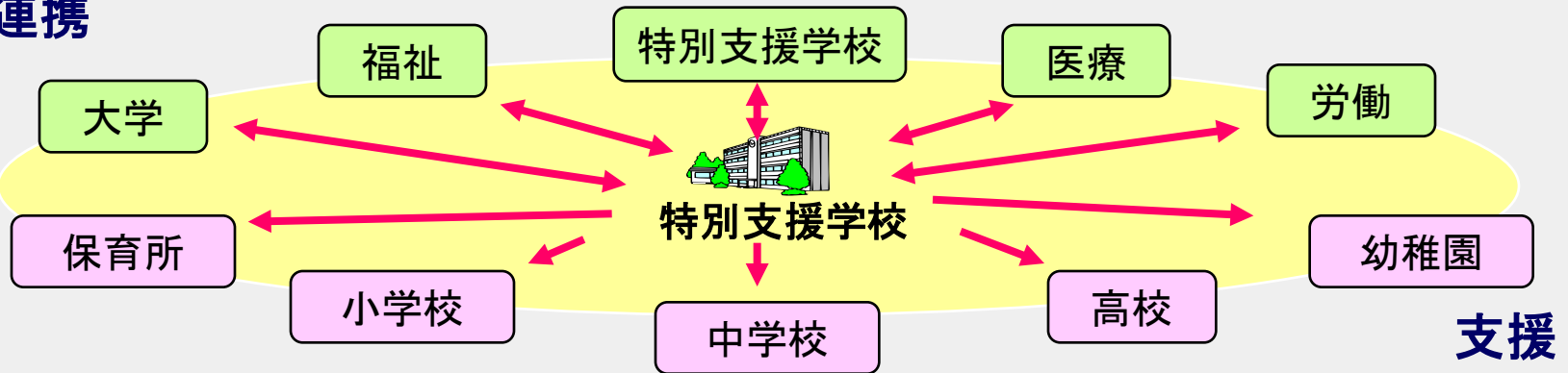
※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応)

特別支援学校のセンター的機能

学校教育法等の一部改正(H19.4~)

特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター的役割を担う

連携



センター的機能の具体例

- ①小・中学校等の教員への支援
- ②特別支援教育等に関する相談・情報提供
- ③障害のある児童生徒等への指導・支援
- ④福祉、医療、労働関係機関等との連絡・調整
- ⑤小・中学校等の教員に対する研修協力
- ⑥障害のある児童生徒等への施設設備等の提供

学習指導要領の改訂

(1) 小・中学校学習指導要領(平成20年3月告示)

【改訂のポイント】

- ・学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備
- ・一人一人の実態等に応じた指導の充実
- ・交流及び共同学習の推進

<中学校学習指導要領> (小学校学習指導要領もほぼ同旨)

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

(8) 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

<中学校学習指導要領解説 総則編>

第3章

第5節 8 障害のある生徒の指導

中学校には、特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある生徒とともに、通常の学級にもLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症などの障害のある生徒が在籍していることがあり、これらの生徒については、障害の状態等に即した適切な指導を行わなければならない。

(2) 特別支援学校学習指導要領等(平成21年3月告示)

1. 今回の改訂の 基本的考え方

幼稚園、小学校、中学校
及び高等学校の教育課
程の改善に準じた改善

障害の重度・重複化、多
様化に対応し、一人一人
に応じた指導を一層充実

自立と社会参加を推進す
るため、職業教育等を充
実

2. 主な 改善 事項

障害の重度・重複化、多様化への対応

- 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定
- 重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

一人一人に応じた指導の充実

- 一人一人の実態に応じた指導を充実するため、全ての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 特別支援学校(知的障害)における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
- 地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

交流及び共同学習の推進

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

○学習指導要領の実施時期

小学校・中学校・高等学校学習指導要領等の実施スケジュールに準拠

新学習指導要領等の実施スケジュール

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
* 幼稚園 (幼稚園部)	告示 周知・徹底	全面実施				
* 小学校 (小学部)	告示 周知・徹底	先行実施	総則等 算数、理科	全面実施		
* 中学校 (中学部)	告示 周知・徹底	先行実施	総則等 数学、理科	全面実施		
高等学校 (高等部)	告示	周知・徹底	先行実施	総則等	先行実施(学年進行) 数学、理科	学年進行 で実施

(*注: 特別支援学校幼稚園部・小学部・中学部の学習指導要領告示は平成21年3月)

障害のある児童生徒に係る学習評価の在り方

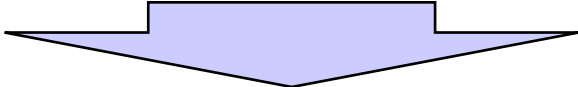
- 児童生徒の障害の状態等を十分理解しつつ、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握する工夫が必要
- 学習指導要領に定める目標に準拠して評価を行うこと、学習指導と学習評価を一体的に進めることなど、学習評価の基本的考え方は同じ

現 状

- 特別支援学校や特別支援学級に在籍したり、通級による指導を受けたりする児童生徒の増加
- 障害の重度・重複化，多様化

新しい学習指導要領

- 特別支援学校に在籍するすべての児童生徒について個別の指導計画の作成を義務付け
- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習を推進



【特別支援学校に在籍する児童生徒に係る学習評価】

- ・ 個別の指導計画に基づいた学習の状況や結果を評価
- ・ 指導要録については、原則として小・中学校の指導要録の改善に対応した改善を行うとともに、知的障害の場合には引き続き一人一人に設定する指導内容や教育課程を踏まえて記述
また、交流及び共同学習に関しては、相手先の学校名や実施内容、成果等を記述

【小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒に係る学習評価】

- ・ 特別支援学級の児童生徒については、特別支援学校における評価方法等を参考
- ・ 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒については、通級による指導の内容や効果的と考えられる指導方法等を記述

特別支援教育係る施策～平成23年度特別支援教育関係予算～

35人以下学級の推進による教職員定数の改善 (平成23年度 義務教育費国庫負担金予算案)

▼ 趣旨

平成23年度予算案 1兆5,666億円(対前年度 ▲271億円)

新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応し、教員が子ども一人一人に向き合う時間を確保することにより、子どもたちの個性に応じたきめ細やかで質の高い教育の実現が急務。

このため、35人以下学級については、平成23年度は小学校1年生について制度化する。

学級編制の標準の引下げは、現行の40人学級がスタートした昭和55年以来、30年ぶり

▼ 23年度予算案の概要

小学校1年生の35人以下学級の実現に必要な4,000人の教職員定数を措置するため、純増300人を含む2,300人の定数改善を行う。

教職員定数は、平成22年度に引き続き純増→2年連続の純増は、平成3年度以来、20年ぶり

※既に地方自治体において少人数学級に使われている加配定数1,700人分を活用。

※少人数指導や通級指導などを実施するための加配定数は引き続き維持。

【23年度予算案 4,000人の内訳】

- ①小学校1年生の35人以下学級の実現 3,770人
- ②35人以下学級の実施に伴う教職員配置の充実 230人

- ・副校長・教頭の配置の充実(100人)
- ・生徒指導(進路指導)担当教員の配置の充実(30人)
- ・事務職員の配置の充実(100人)

加配教職員定数について（義務）

加配教職員定数は、習熟度別指導のため、少人数指導等の実施、
 いじめや学級不登校等の基盤的指導の個別指導の少人数指導等の実施、
 いためにも。の。

平成23年度予算(案)における加配教職員定数一覧

加配事項	内 容	予算定数
指導方法工夫改善 (法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどきめ細かな指導方法改善	39,423人
<u>通級指導対応</u> (法15条2号)	<u>比較的軽度の障害のある児童生徒のためのいわゆる通級指導対応</u>	<u>4,340人</u>
児童生徒支援 (法15条2号)	いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校 の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒対応	6,677人
主幹教諭の配置 (法15条3号)	主幹教諭の配置に伴うマネジメント機能の強化への対応	1,448人
研修等定数 (法15条5号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	5,484人
養護教諭 (法15条2号)	いじめ、保健室登校など心身の健康への対応	282人
栄養教諭等 (法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への対応	279人
事務職員 (法15条4号)	事務処理の効率化など事務の共同実施対応	872人
合 計		58,805人

子ども一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

平成23年度予算額(案)：7,987百万円(前年度予算額：7,973百万円)

～特別支援教育の理念～

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

特別支援教育推進のための実践研究の実施・成果普及

特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の推進



居住地の小・中学校との交流及び共同学習の先進実践事例の集積・提供



教育課程の編成等についての実践研究の推進

障害の重度・重複化や多様化への対応、職業教育の改善、自閉症児への対応等

特別支援学校等

特別支援教育推進のための体制整備

特別支援教育総合推進事業 予算額(案)：253百万円(305百万円)

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、外部専門家による巡回指導、各種教員研修、学生支援員の活用などを実施することにより、教育現場における特別支援教育の体制整備を総合的に推進する。また、高等学校における発達障害のある生徒への支援体制を強化する。



地域住民への理解・啓発

特別支援教育推進地域(都道府県等)



外部専門家による巡回指導



特別支援連携協議会



教員研修(幼小中高)

グランドモデル地域

【乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援】

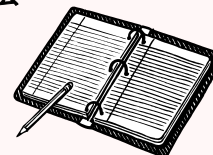


保健、福祉、医療機関との連携



就学指導・就学相談の充実

市町村教育委員会が中心となり、就学指導コーディネーター等を活用した就学指導・就学相談の充実



相談支援ファイルの活用

民間企業 NPO 研究機関等

民間組織等と連携した特別支援教育の推進

教科用特定図書等普及推進事業 予算額(案)：125百万円(157百万円)

障害のある児童及び生徒が十分な教育を受けることができるように、多くの弱視児童生徒のニーズに対応した標準規格に基づく拡大教科書等の普及促進等を図る。

民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業 予算額(案)：26百万円(40百万円)

小・中・高・特別支援学校において、発達障害等のある児童生徒の障害特性、発達段階、教科の特性などに応じた教科用特定図書や教材、その支援技術に関する研究等を実施する。23年度は特に普及・運用の在り方等について研究を実施。

特別支援教育就学奨励費負担等 予算額(案)：7,583百万円(7,471百万円)

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に就学する児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その経済的負担能力に応じ、就学に必要な通学費・教科用図書購入費等を補助



保護者への支援

研究・普及

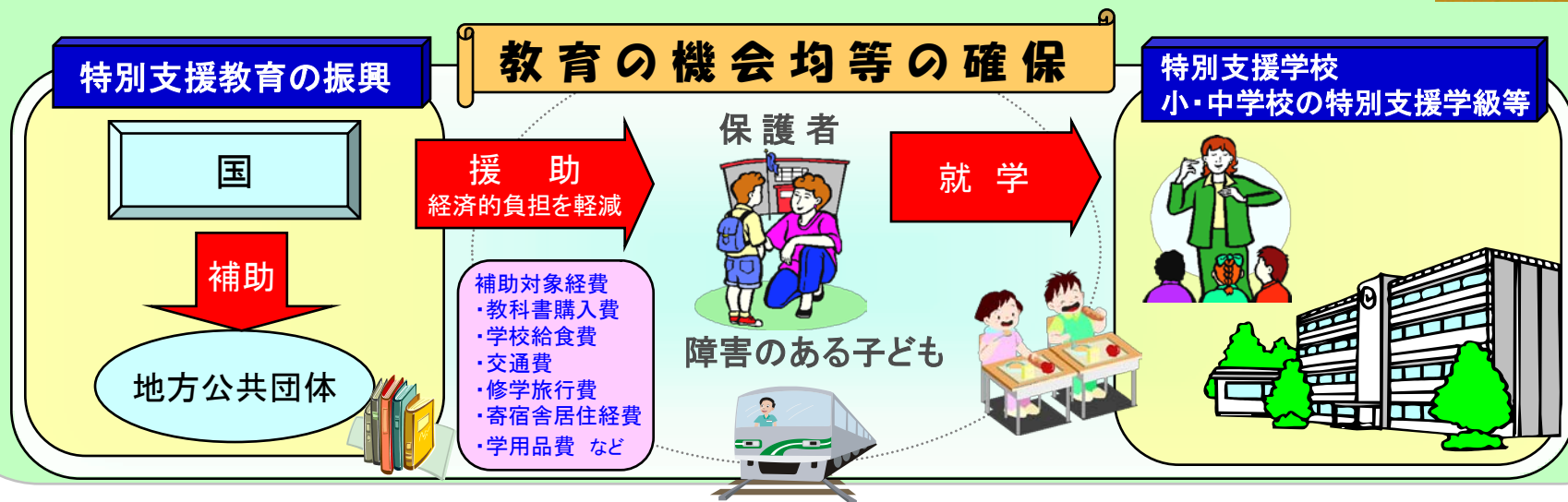


特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等への就学の特殊事情にかんがみ、障害のある児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な援助を行い、もってこれらの学校への就学を奨励するとともに特別支援教育の振興を図る。
（根拠法令：特別支援学校への就学奨励に関する法律）

- 特別支援教育就学奨励費 **負担金** 平成23年度予算額（案） 4,875百万円（前年度予算額 4,686百万円）
公立の特別支援学校の小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く）の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 **補助金** 平成23年度予算額（案） 2,249百万円（前年度予算額 2,320百万円）
公立の特別支援学校の幼稚部及び高等部（専攻科）並びに小・中学校の特別支援学級等の保護者等に対する補助
- 特別支援教育就学奨励費 **交付金** 平成23年度予算額（案） 459百万円（前年度予算額 465百万円）
国立大学法人附属の特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級等の保護者等に対する補助

平成23年度予算額（案） 7,583百万円（前年度予算額 7,471百万円）



特別支援教育総合推進事業

平成23年度予算額(案)：252,722千円（前年度予算額：304,979千円）

～特別支援教育の理念～

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

特別支援教育推進のための実践 研究の実施・成果普及

特別支援学校等

特別支援学校と小・中学校との 交流及び共同学習の推進



居住地の小・中学校との交流
及び共同学習の先進実践事例
の集積・提供

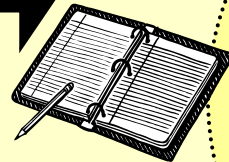
教育課程の編成等についての 実践研究の推進

障害の重度・重複化や多様化への対応、職業教育の改善、自閉症児への対応等

研究・成果の普及

自立と社会参加に向けた指導・支援の充実・改善を図るため、交流及び共同学習(特に、いわゆる居住地校交流)の推進など、特別支援学校等において実践的な研究及び成果普及等に取り組み、もって特別支援教育の充実に資する。

センター的機能等



相談支援ファイルの活用

特別支援教育推進のための体制整備

発達障害を含む全ての障害のある幼児児童生徒の支援のため、外部専門家による巡回指導、各種教員研修、学生支援員の活用などを実施し、教育現場における特別支援教育の体制整備を総合的に推進する。また、高等学校における発達障害のある生徒への支援体制を強化する。

特別支援教育推進地域(都道府県等)



地域住民への理解・啓発



外部専門家による巡回指導



特別支援連携協議会

グランドモデル地域

【乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援】



保健、福祉、医療機関との連携



就学指導・就学相談の充実

市町村教育委員会が中心となり、就学指導コーディネーター等を活用した就学指導・就学相談の充実



教員研修(幼小中高)

高等学校における発達障害のある生徒への支援

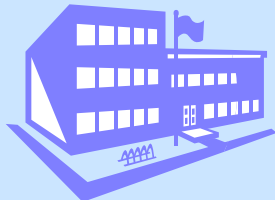


民間組織・支援技術を活用した特別支援教育研究事業

平成23年度予算額（案）：25,512千円（40,175千円）

小・中・高・特別支援学校において、発達障害等のある児童生徒の障害特性、発達段階、教科の特性などに応じた教科用特定図書等や教材、その支援技術に関する研究を実施する。また、就労支援など特に課題とされている分野等について先導的な取組を行っているNPO等民間団体に対し、実践研究を委託する。

文部科学省



委託

5団体へ
研究委託

成果報告

教育現場へ
成果を普及



<期待される効果>

- 障害のある児童生徒の教科学習等における困難の改善、学習意欲や学力の向上、自立と社会参加の促進
- 民間団体と連携した特別支援教育の推進

■発達障害等の障害特性に応じた教材・支援技術等の実証研究

大学等を対象に、発達障害等の子どもの障害特性に応じた教科用特定図書等の普及・運用の在り方についての実証的研究を行い、発達障害等のある児童生徒の困難の改善を図る。23年度は、これまでの研究で得られた教科用特定図書等や教材、支援技術の効果的な機能についての基礎的なノウハウを踏まえ、今後の教科用特定図書等に関する全国への普及・運用の在り方について調査研究を実施する。

【研究内容】

- ・ 発達障害等の障害特性に応じた教科用特定図書等や教材の普及可能性
- ・ 教科用特定図書等や教材の運用に際しての配慮
- ・ 教科用特定図書等や教材を使用した効率的な指導方法 等



■特別支援教育に関するNPO等の活動・連携の支援に関する実践研究

障害のある児童生徒への教育支援活動を行うNPO等民間団体を対象に、以下の内容等に関する研究を委託し、団体間の連携、多面的な支援体制の構築等を図る。

【研究内容】

- ・ 就労支援、発達障害児への学習支援等特に課題とされている分野
- ・ 団体間の効果的な連携の在り方
- ・ 遠隔地・過疎地等における支援活動の在り方 等



特別支援教育支援員の地方財政措置について

【23年度措置予定額：約443億円(22年度措置額：約435億円)】

「特別支援教育支援員」は、幼稚園、小・中学校、高等学校において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助(食事、排泄、教室の移動補助等)、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、児童生徒の健康・安全確保、周囲の児童生徒の障害理解促進等を行う。



■特別支援教育支援員の配置に係る経費(新規・拡充)

□ 公立幼稚園、小・中学校及び高等学校において、障害のある幼児児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	平成23年度	平成22年度
幼稚園【拡充】	約4,300人	約3,800人
小・中学校	約34,000人	約34,000人
高等学校【新規】	約500人	—
合計	約38,800人 (事業費:約443億円)	約37,800人 (事業費:約435億円)

中央教育審議会初等中等教育分科会 「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」について

1 趣旨・目的

障害者の権利条約に関する条約(平成19年9月日本政府署名、以下「権利条約」)の批准に向けた国内法令の整備等について、現在全閣僚による「障がい者制度改革推進本部」及びその下に設置された「障がい者制度改革推進会議」における議論・検討が進められている。同会議の「第一次意見」(6月7日取りまとめ)を踏まえた閣議決定「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日)において、「(前略)権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に(中略)制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。」との方針が盛り込まれたことを踏まえ、初等中等教育分野におけるこれら課題に係る審議検討を行うことを目的として、平成22年7月12日に中央教育審議会初等中等教育分科会に標記特別委員会を設置した。

2 主な検討事項

- (1) インクルーシブ教育システムの構築という権利条約の理念を踏まえた就学相談・就学先決定の在り方及び必要な制度改革
- (2) 上記制度改革の実施に伴う体制・環境の整備
- (3) 障害のある幼児児童生徒の特性・ニーズに応じた教育・支援の実施のための教職員等の確保及び専門性の向上のための方策
- (4) その他

中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
青山 彰	東京都立竹台高等学校長、全国高等学校長協会会長
安彦 忠彦	早稲田大学教育・総合科学学術院教授
○石川 准	静岡県立大学国際関係学部教授、NPO法人全国視覚障害者情報提供施設協会理事長
大久保 常明	社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会常務理事
太田 裕子	品川区立鈴ヶ森小学校長（前・東京都教育庁指導部副参事）
大南 英明	全国特別支援教育推進連盟副理事長
岡上 直子	全国幼児教育研究協議会副理事長、練馬区立光が丘さくら幼稚園長（前・全国国公立幼稚園長会会長）
尾崎 祐三	都立南大沢学園特別支援学校長、全国特別支援学校長会会長
乙武 洋匡	作家、前杉並区立杉並第四小学校教諭
貝谷 久宣	社団法人日本筋ジストロフィー協会理事長、医療法人和楽会理事長
河本 眞一	中野区立桃園小学校長、全国特別支援学級設置学校長協会会長
北住 映二	心身障害児総合医療療育センターむらさき愛育園長、一般社団法人日本小児神経学会 社会活動委員会副委員長
木舩 憲幸	広島大学大学院教育学研究科教授
清原 慶子	三鷹市長
齋藤 幸枝	特別区教育長会会長、全国心臓病の子どもを守る会会長
佐竹 京子	全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会事務局長、全国障害種別PTA会長連絡協議会世話人
品川 裕香	教育ジャーナリスト、発達性ディスレクシア研究会理事
新藤 久典	新宿区立西戸山中学校長、全日本中学校長会会長
杉山 登志郎	浜松医科大学児童青年期精神医学講座特任教授
高橋 健彦	茨城県東海村教育長、全国町村教育長会長
中澤 恵江	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所企画部上席総括研究員
中村 文子	NPO法人若駒ライフサポート理事、NPO法人東京都自閉症協会前理事（元・全国知的障害特別支援学校PTA連合会会長）
久松 三二	財団法人全日本ろうあ連盟事務局長
◎宮崎 英憲	東洋大学文学部教授
向山 行雄	中央区立泰明小学校長、全国連合小学校長会長
山岡 修	日本発達障害ネットワーク副代表、全国LD親の会理事
山口 利幸	長野県教育委員会教育長

（◎：委員長、○：委員長代理）

（平成22年10月25日現在）

中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 論点整理概要(平成22年12月24日)①

1. インクルーシブ教育システム構築に向けての特別支援教育の方向性について

- インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の理念とそれに向かっていく方向性に賛成。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。子ども一人一人の学習権を保障する観点から、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。
- 障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことは、共生社会の形成に向けて望ましいと考えられる。同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが期待できる。
- インクルーシブ教育システム構築に向けての今後の進め方については、短期と中長期に整理し段階的に実施していくことが必要。

中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 論点整理概要(平成22年12月24日)②

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

- 一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定するため、また、本人・保護者、学校、教育委員会が円滑に合意形成を図るため、医療や福祉の関係部局等との連携を図りながら、障害のある子どもの教育相談・支援を乳幼児期を含め早期から行うことが必要。
- 就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当。その際、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定。本人・保護者と教育委員会、学校等の意見が一致しない場合の調整の仕組みについて、今後、検討していくことが必要。
- 就学先決定後も、継続的な教育相談を行い、個別の教育支援計画を見直す中で、柔軟に就学先の見直しを図り適切な支援を行っていくことが適当。
- 市町村教育委員会は、障害のある子ども本人・保護者に対して十分な相談・情報提供ができる体制を整備することが必要。その支援のために都道府県教育委員会は、専門的な相談・助言機能を充実・強化することが必要。

中央教育審議会初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会 論点整理概要(平成22年12月24日)③

3. インクルーシブ教育システムを推進するための人的・物的な環境整備について

○発達障害も含め、特別支援教育の更なる充実のため、現場での意識改革、指導方法の充実、人的・物的な環境整備等が必要。

○合理的配慮については、ソフト・ハードの両面が必要であり、今後、障害種別の内容も含めて一層の検討が必要。

○特別支援学校と幼稚園、保育所、認定こども園、小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習を一層推進するとともに、例えば、居住する地域の小・中学校に副次的な学籍を持たせるなど一層の工夫が必要。

○特別支援学校のセンター的機能を一層活用することが必要。

4. 教職員の確保及び専門性向上のための方策について

○インクルーシブ教育システムの構築のため、教職員の確保や教員の専門性の向上を図るための具体的方策として、大学での教員養成の在り方、管理職を含めた現職教職員の研修体系、採用・配置などについて、今後検討していくことが必要。

国土交通省

高齢者・障害者・子育て世帯 居住安定化推進事業について

平成23年度高齢者等居住安定化推進事業の公募概要

重要なお知らせ

- 平成22年度高齢者等居住安定化推進事業からの変更点
 - 特定部門「生活支援サービス付き高齢者専用賃貸住宅部門」は除いて、「高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業」として実施します。
 - サービス付き高齢者向け住宅整備事業は別途公募予定です（改めてお知らせする予定です。）。
- 事業の実施は平成23年度予算の成立が条件です。
- 実施スケジュール等が変更される場合があります。

平成23年度高齢者等居住安定化推進事業の公募概要

高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業

A 一般部門 ～ 評価委員会による個別審査・評価 ～ (p. 4)

- ・個々の提案内容について評価委員会により評価

ハード・ソフトにおいて先導性の高い提案

- ・先導性の高い高齢者・障害者・子育て世帯向け住まいの整備
- ・協働型居住の試み
- ・高齢者・障害者・子育て世帯の住まいに関する情報提供・相談
- ・障害者世帯・子育て世帯の居住の安定確保に資する取り組み

B 特定部門 ～ 評価委員会による包括評価 ～

- ・個別内容について要件との適合を審査の上評価委員会に諮る

B-1 ケア連携型バリアフリー改修体制整備事業 (p. 18)

ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制により行われるバリアフリー改修及び体制整備

B-2 公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化事業 (p. 25)

公的賃貸住宅団地の福祉拠点化に資する高齢者生活支援・障害者支援・子育て支援施設の整備

上記のほか、地方公共団体の認定等を受けている場合、事務局の個別審査による次の事業がある。

- ・高齢者向け優良賃貸住宅と高齢者生活支援施設の一体的な整備事業 <経過措置> (p. 33)
- ・地方公共団体の計画に位置付けられた高齢者生活支援施設等 (p. 25)

※ サービス付き高齢者向け住宅整備事業については、別途公募予定。

3

一般部門の概要

<概要>

- ・高齢者・障害者・子育て世帯にかかる居住の安定を推進・支援するプロジェクトのうち、ハード・ソフト面で先導性が高いものを対象とする。
- ・内容について個々に評価委員会の評価を受け、その結果に基づいて国が選定するプロジェクトに対して助成

<補助率等>

○建築工事費等

- ・住宅及び高齢者の交流施設等の整備費(補助率:新築等1/10、改修2/3)
- ・設計費(補助率:2/3)

○技術の検証費

- ・居住者実験、社会実験等の技術の検証に要する費用(補助率:2/3)

○情報提供及び普及費

- ・選定提案に係る情報提供及び普及に要する費用等(補助率2/3)

4

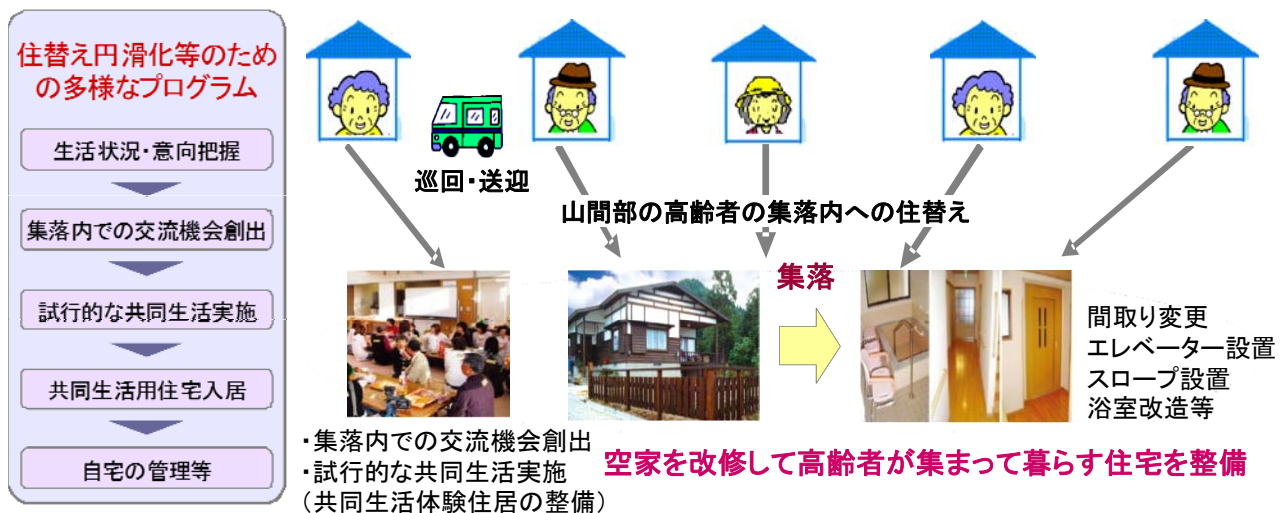
<評価の視点の例>

- 先導性の高い高齢者、障害者及び子育て世帯向けの住まいの新築・改築
- 高齢者、障害者又は子育て世帯を含む協働型居住の試み
- 高齢者、障害者又は子育て世帯への安心・見守りサービスの提供
- 高齢者、障害者又は子育て世帯の住まいに関する情報提供・相談業務
- 障害者世帯・子育て世帯の居住の安定確保に資する取り組み

提案のイメージ①

高齢者の居住に関する地域固有の課題の解決を図るための取り組み

高齢者の集住の誘導によるサービスの効率化・きめ細かなサービス提供



助成対象

住替え円滑化等のためのプログラム策定・実施に必要な経費(補助率2/3)
空家の改修費(補助率2/3)等

※介護保険に係る事業は対象外

平成21年度高齢者居住安定化モデル事業 選定事業

高齢者居住安心ネット金ヶ崎

医療法人社団 創生会

■事業実施箇所 岩手県金ヶ崎地域

介護と医療の一環した地域的なサービス体制を構築。金ヶ崎駅前には要介護度2～要介護度3の高齢者を対象とするセンターハウスを新築し、集落内に自立～要介護度2の高齢者を対象としたサテライトハウスを改修して整備する。対象者の状態に合わせた住居と老健施設・病院との連携によるサービス体制を総合的に構築する事業。

駅前に

センターハウス

診療所、デイサービスを整備した高専賃を整備し、サービスの拠点とする。

高専賃 1棟20戸
 デイサービス
 診療所

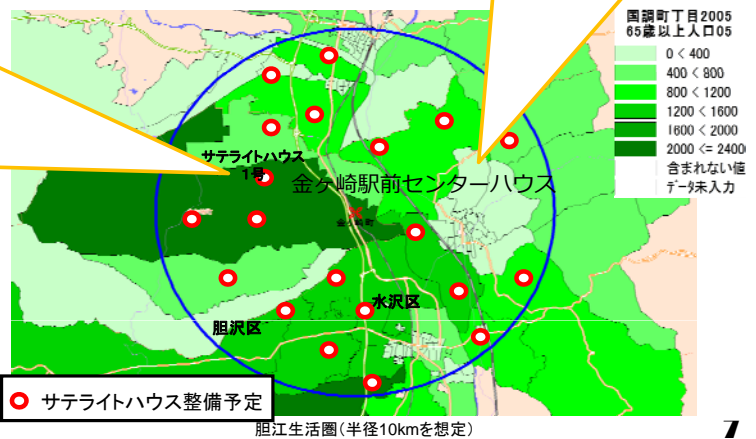


集落内に

サテライトハウス

地域の空家を改修し、高専賃として活用する。

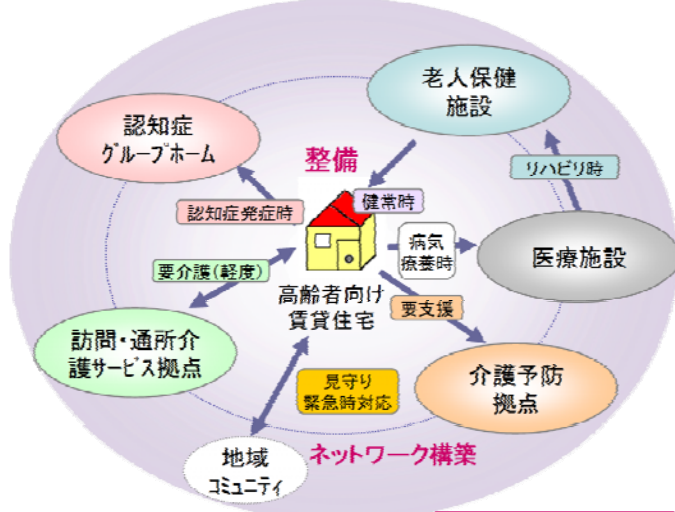
高専賃
 20棟/100戸



提案のイメージ②

福祉施設、地域等との連携による高齢者が安心して暮らせる環境づくりのための取組み

高齢者がどのような心身の状況になっても(健常時、入院時、リハビリ時、要介護時等)、住み慣れた地域で安心して居住し続けることができる居住環境を整備



- 施設や高齢者向け住宅の空室等の情報の共有・高齢者へのあっせんに関する取組み
- 日常時の見守り体制や緊急時対応の体制整備等

助成対象

高齢者向け賃貸住宅整備費(補助率1/10)
 見守り等の連携体制整備に係る経費(補助率2/3)等 ※介護保険に係る事業は対象外

平成21年度高齢者居住安定化推進事業 選定事例

スープの冷めない距離での安心生活と地域共生ケア / 有限会社 親和会

介護事業者が、地域のケア拠点である自社の小規模多機能事業所から至近エリアにある空き家を改修し、近隣の医院や病院・在宅介護サービス事業者との連携体制を確保しつつ、高齢者の住まいを整備するもの。

■事業実施箇所 兵庫県相生市

■事業実施年度 平成21年度



見学会を兼ねた地域イベントの様子



住宅地に位置する木造平屋建の居宅(5DK)の住宅を取得して、高齢者向け住宅への改修を実施。住宅の前庭を地域の交流広場として開放。



平成22年度高齢者等居住安定化推進事業 選定事例

泉北ほっとけないネットワーク・新近隣住区 / NPOすまいるセンター

まちづくり活動を行うNPOが、高齢化が進む大都市近郊大型団地において、空き店舗・住戸を改修し、サポート付き住宅と地域住民も対象とする配食センター・24時間支援センターを整備する。情報端末等を用いて、地域のネットワーク化を図り、生活支援サービス等の検証を行う。

■事業予定地 大阪府堺市南区槇塚台校区

■予定事業期間 平成22年度～平成24年度

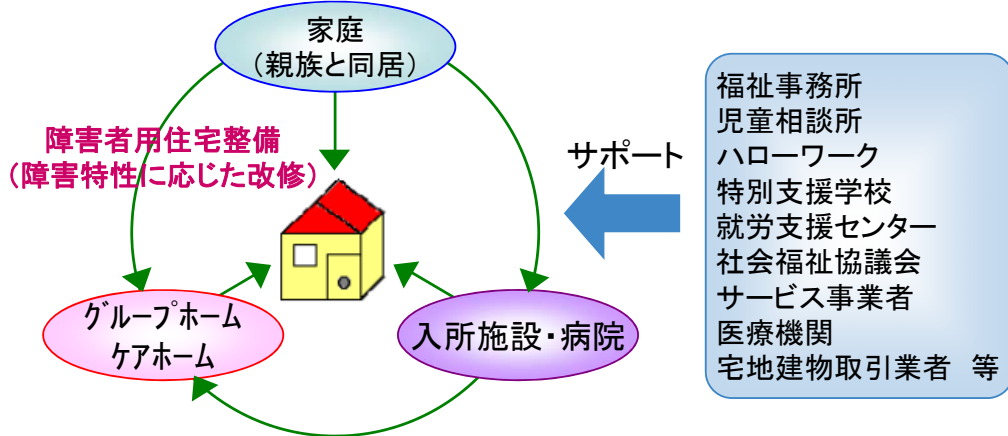


提案イメージ③

福祉施設、地域等との連携による障害者が安心して暮らせる環境づくりのための取組み

障害者が自らの希望により、慣れ親しんだ地域の民間の賃貸住宅等において、十分な介助等の支援を受けつつ、地域社会の一員として自立した生活を送れるよう、地域の関係機関等によるネットワークの整備を図る。

障害者の生活を支える地域のネットワークづくり



助成対象

障害者用住宅整備(改修)費(補助率2/3)
生活・就労相談、見守り、緊急時対応等に係る社会実験費(補助率2/3)等

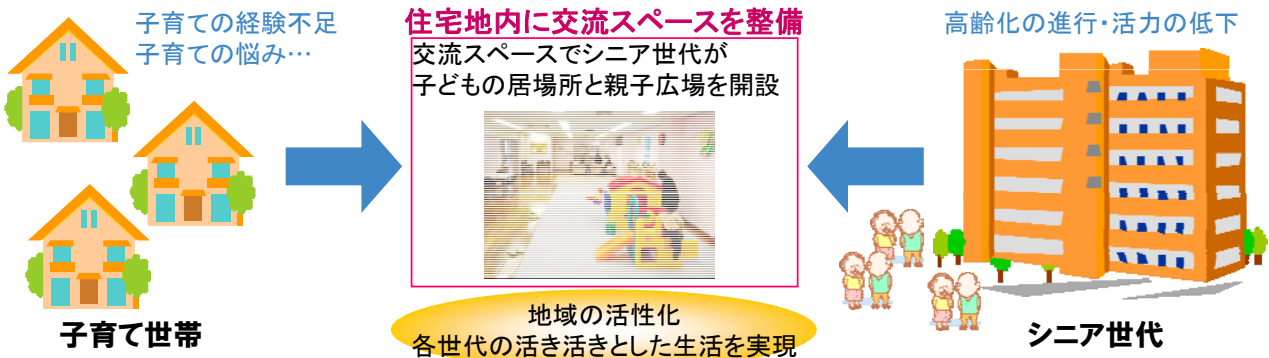
11

提案イメージ④

地域のシニア世代が参画する子育て・多世代交流の取組み

地域に住む子育てを終えたシニア世代が、空き店舗・空き家などのスペースを使って地域の子どもやその親に対して、ワークショップなどの子育て支援を実施し、子育てしやすい居住環境を整備

- ・シニア世代、子育て世帯双方の交流が進み、地域の活性化にも寄与
- ・住宅地内の未利用スペースを活かしたコミュニティミックスの促進



助成対象

交流スペース整備費(補助率1/10)
子育てに配慮した住宅への改修費(補助率2/3)等

12

平成22年度高齢者等居住安定化推進事業 選定事例

さまざまなものが「混ざって暮す」ミクスチャーハウス / ゴジカラ村役場株式会社

多世代賃貸住宅等運営する介護事業者が、大都市近郊市街地において、特養等実績を有する社会福祉法人等との共同提案として、単身・夫婦高齢者世帯、ファミリー世帯、若年単身世帯等の多世代を対象として一般賃貸住宅と高専賃をコーポラティブ&コレクティブ方式で建築し供給するもの。

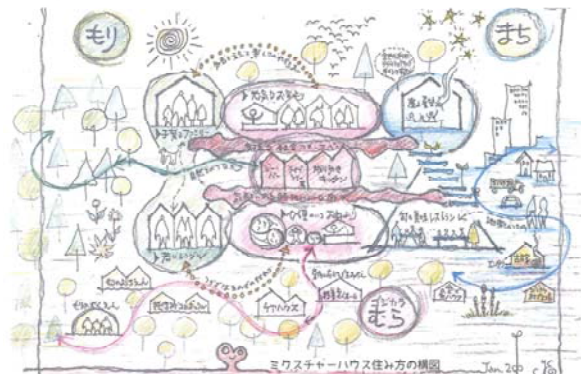
■事業予定地 愛知県長久手町

高齢者専用賃貸住宅部

居室面積:25㎡
設備:キッチン、浴室、洗面、トイレ、収納、緊急通報装置
共有部:共有キッチン、共有リビング、共有浴室、共有トイレ
仕様:全てバリアフリー構造、全室スプリンクラー完備

一般賃貸住宅部

居室面積:25㎡~75㎡
設備:キッチン、浴室、洗面、トイレ、収納
仕様:全てバリアフリー構造、全室スプリンクラー完備

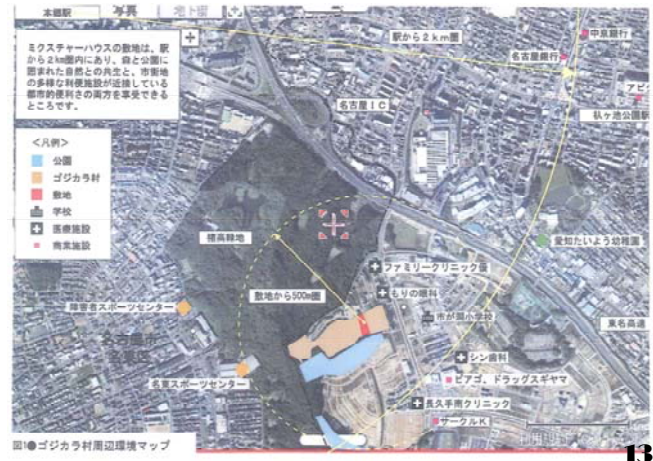


レストラン部

高齢者に対して食事を提供(一般入居者、施設部外者利用可能)

訪問介護事業部

建物内に訪問介護事業所を配置



13

平成22年度高齢者等居住安定化推進事業 選定事業

団地居住者が自ら参加できる「見守り・助け合い」・ 「生きがい」・「多世代交流」の拠点づくり

/ 滝山団地自治会

■事業予定地 東京都東久留米市

■事業概要

大都市近郊の大規模団地において、既存集会所を改修し、団地自治会が、見守り・助け合いの拠点整備を行い、配食による高齢者の見守り、寺子屋による子どもの見守り、多世代交流、助け合い活動による日常生活支援と社会参加の機会づくりにより、高齢化が進んだ大規模団地の住民自身による地域の活性化を図ろうとするもの。



14

平成22年度高齢者等居住安定化推進事業 選定事例

NAGAYA TOWER PROJECT

／ 個人

ホスピス等を運営する医療法人理事長が、地方都市の中心市街地において、診療所・介護サービス施設・保育園等を併設した高齢者・障害者・学生等多様な世帯を対象とした賃貸住宅を供給し、入居者が相互扶助を実現する場を提供しようとするもの。

- 事業予定地 鹿児島県鹿児島市
- 予定事業期間 平成22年度～平成23年度



完成イメージ

11F	共同住宅57戸 うち、 高齢者(単身) 21戸 高齢者 4戸 身障者 3戸 ファミリー 5戸		
4F			
3F	保育園		
2F	診療所	調剤薬局、テナント	補助対象外
1F	ボランティアルーム	カフェ、レストラン	

平成21年度高齢者居住安定化モデル事業 選定事業

密集市街地における「まちづくりエンアパートメント」

／社会福祉法人ヒューマンライツ福祉協会

■事業実施箇所 大阪市西成区

大阪市の木造住宅密集市街地において、社会福祉法人が地域福祉団体等とのネットワークを活かし、老朽住宅に居住する高齢者の住み替え先としての「しごと付き」「あそび付き」「安心付き」の高専賃、認知症高齢者グループホーム等を整備する事業。

まちづくりエンアパートメントの3つの思い
あなたに「居場所」を提案する住まい
あなたの「エンパワーメント」を応援するアパート
あなたも「やっといこう」を体感する住空間

3つの仕掛け

しごと付き

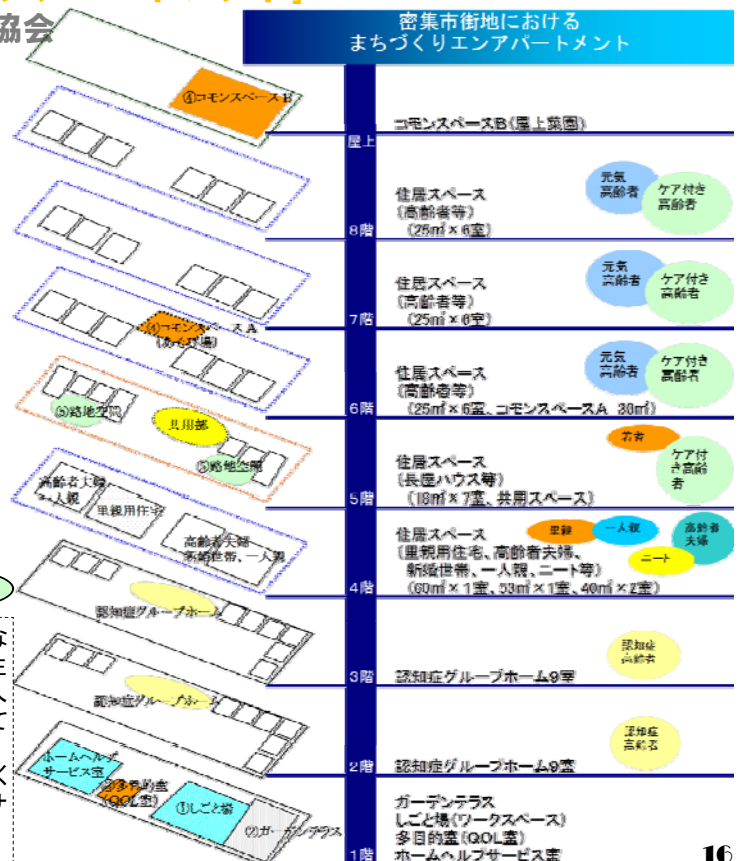
- ・高齢化に伴い特に一人暮らし高齢者は役割の喪失や減少を体感
- ・高齢者の潜在能力を活かし、活躍できる場として、「しごと」に着目

あそび付き

- ・孤立しがちな高齢者に人との関係性や関心縁から新たな縁を創る住まいづくりのきっかけとして、あそび場的機能を設置

安心付き

- ・高齢者だけでなく多世代が居住
- ・社会福祉法人が責任を持って運営
- ・地域のまちづくり委員会がサポート



平成23年度高齢者等居住安定化推進事業の公募概要

高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業

A 一般部門 ～ 評価委員会による個別審査・評価 ～ (p. 4)

- ・個々の提案内容について評価委員会により評価

ハード・ソフトにおいて先導性の高い提案

- ・先導性の高い高齢者・障害者・子育て世帯向け住まいの整備
- ・協働型居住の試み
- ・高齢者・障害者・子育て世帯の住まいに関する情報提供・相談
- ・障害者世帯・子育て世帯の居住の安定確保に資する取り組み

B 特定部門 ～ 評価委員会による包括評価 ～

- ・個別内容について要件との適合を審査の上評価委員会に諮る

B-1 ケア連携型バリアフリー改修体制整備事業 (p. 18)

ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制により行われるバリアフリー改修及び体制整備

B-2 公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化事業 (p. 25)

公的賃貸住宅団地の福祉拠点化に資する高齢者生活支援・障害者支援・子育て支援施設の整備

上記のほか、地方公共団体の認定等を受けている場合、事務局の個別審査による次の事業がある。

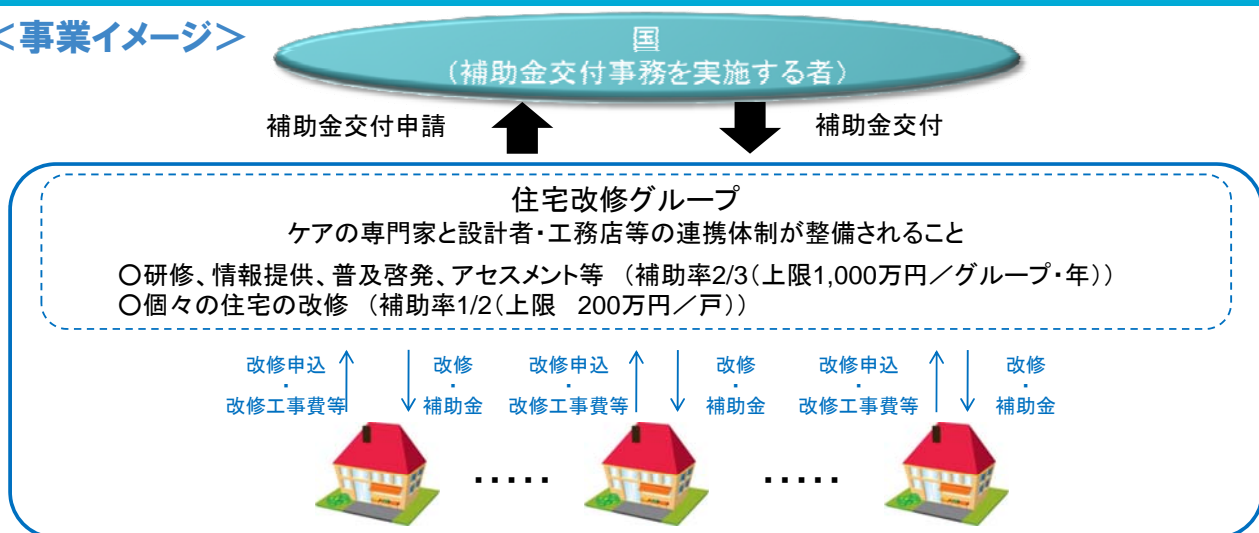
- ・高齢者向け優良賃貸住宅と高齢者生活支援施設の一体的な整備事業 <経過措置> (p. 33)
- ・地方公共団体の計画に位置付けられた高齢者生活支援施設等 (p. 25)

※ サービス付き高齢者向け住宅整備事業については、別途公募予定。

17

ケア連携型バリアフリー改修体制整備事業のイメージ

<事業イメージ>



<住宅改修グループ>

- 地域のケアの専門家※や設計者・工務店等により構成される団体・グループであって、次のいずれかに該当するもの
- [1]リハビリテーション機能を有する医療施設、介護保険施設を運営する医療法人等を構成メンバーとするグループ
 - [2]地方公共団体の認可により設立された福祉、医療又は建築に関する団体※※が中心となって設立するグループ
 - [3]地方公共団体が主体となって設立された協議会等の団体又は地方公共団体の推薦を受けたグループ

※ ケアの専門家とは、医師、看護師、作業療法士、理学療法士 ※※ 公益法人、社会福祉協議会等

<住宅改修の対象となる住宅>

次に掲げる者が居住する住宅

- [1] 要介護認定、要支援認定又は障害等級認定を受けている者
- [2] [1]に準ずる者であって、身体に機能障害や機能低下があり、継続して移動等に困難を伴うと医師が認める者

18

<住宅改修グループ>

地域のケアの専門家※や設計者・工務店等により構成される団体・グループであって、次のいずれかに該当するもの

- [1] リハビリテーション機能を有する医療施設、介護保険施設を運営する医療法人等を構成メンバーとするグループ
- [2] 地方公共団体の認可により設立された福祉、医療又は建築に関する団体※※が中心となって設立するグループ
- [3] 地方公共団体が主体となって設立された協議会等の団体又は地方公共団体の推薦を受けたグループ

※ ケアの専門家とは、医師、看護師、作業療法士、理学療法士

※※ 公益法人、社会福祉協議会等の非営利団体

留意点 団体・グループについては、ケア連携体制の整備が図られるよう広く関係者が参加するものを対象とします

<住宅改修の対象となる住宅>

次に掲げる者が居住する住宅

- [1] 要介護認定、要支援認定又は障害等級認定を受けている者
- [2] [1]に準ずる者であって、身体に機能障害や機能低下があり、継続して移動等に困難を伴うと医師が認める者

<補助率等>

- [1] ケア連携型バリアフリー改修の推進環境の整備費

補助率2/3、補助金の上限額1,000万円/グループ・年

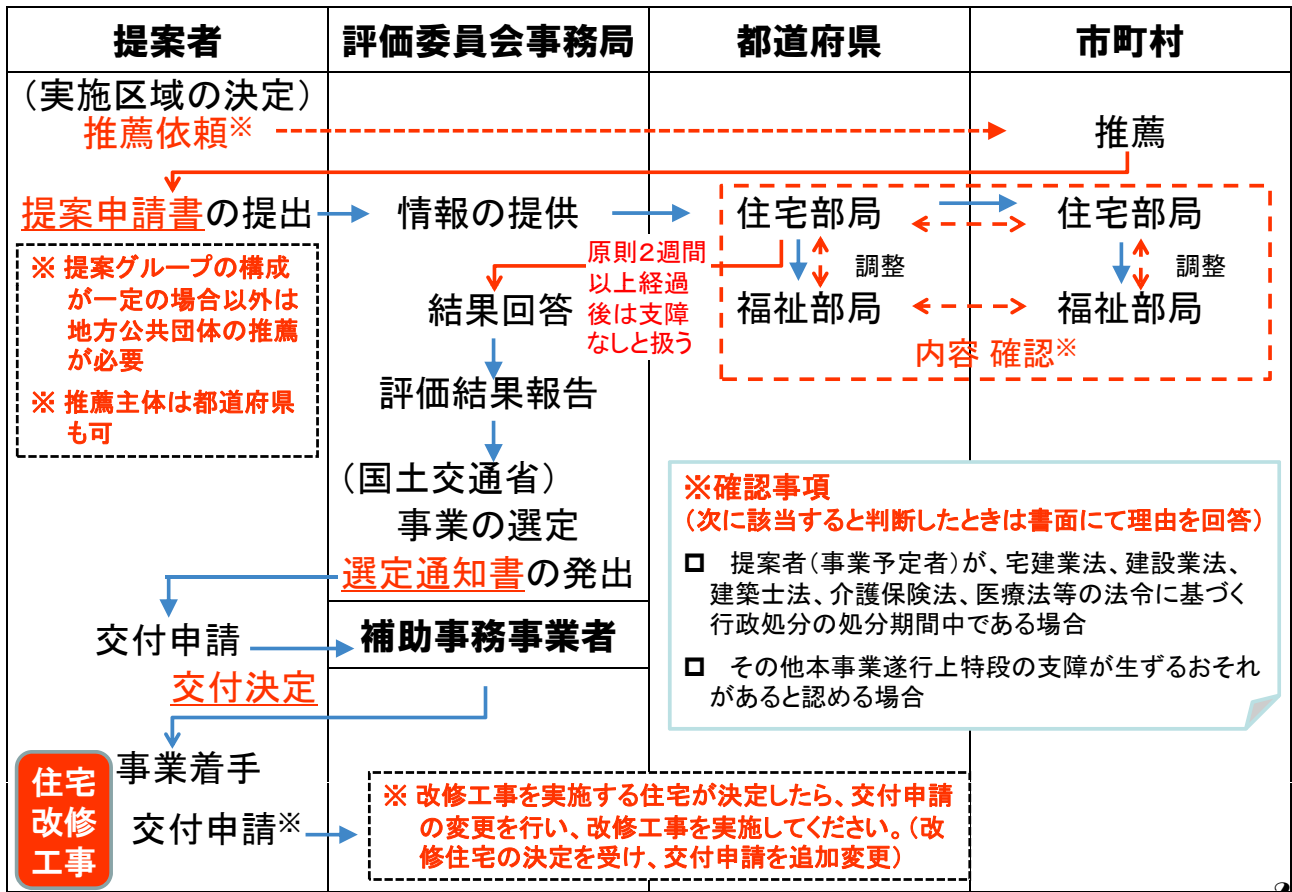
- ① 研修会の開催等研修事業に係る経費
- ② ケアの専門家が行う訪問相談、改修プランへの助言、改修内容の評価に係る経費(ケアの専門家に支払う謝金、旅費が対象で1件当たり6万円かつ1回当たり2万円を上限)
- ③ 改修プランの作成費(住宅所有者が委託する調査設計費で1件当たり20万円を上限)
- ④ 事業成果の情報提供・普及啓発に係る費用

- [2] 住宅の改修工事費

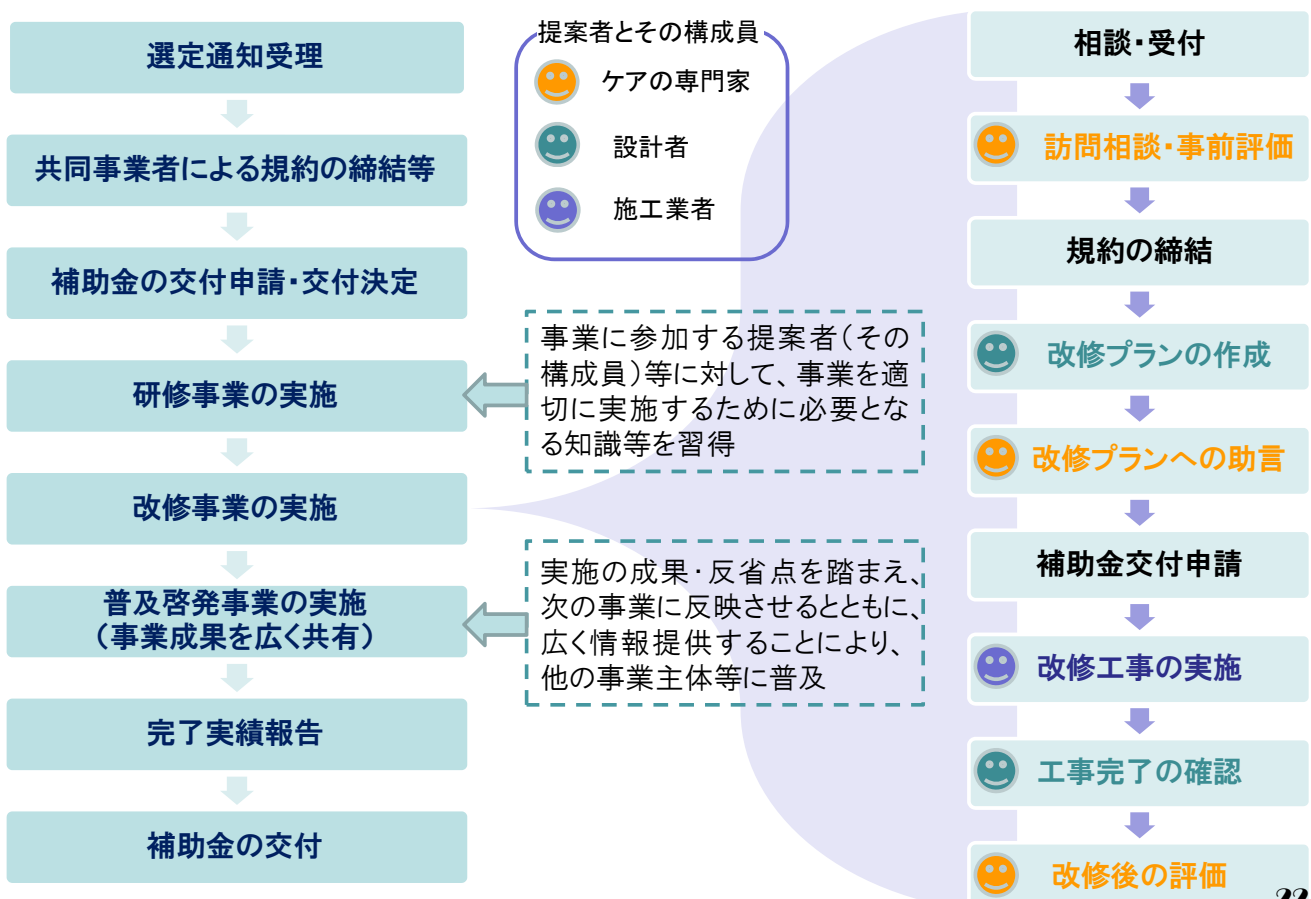
補助率1/2、補助金の上限額200万円/戸

※ 介護保険等の給付対象額を除く。また、住宅エコポイントとの併用はできない。

提案から選定までの流れ(ケア連携型バリアフリー改修体制整備)



ケア連携型バリアフリー改修体制整備事業のイメージ <実施フロー>



ケア連携型バリアフリー改修体制整備事業の選定事例

●神奈川県住まいのバリアフリーリフォーム支援事業(神奈川県内)

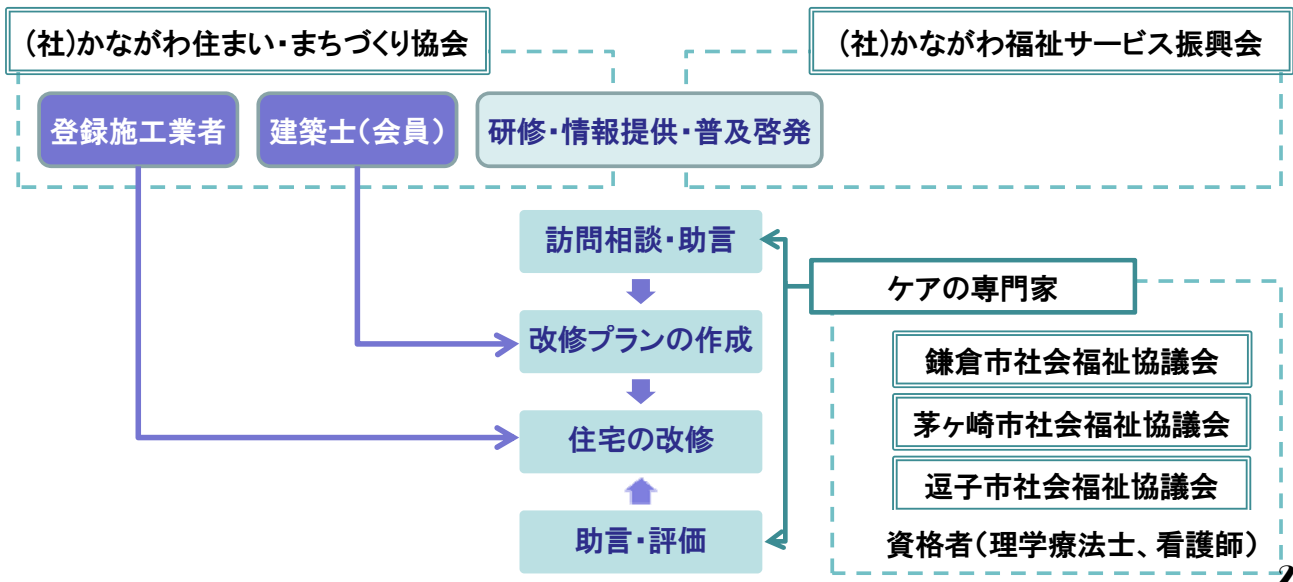
<住宅改修グループ> ⇒ グループ要件の[2]に該当

建築及び福祉に関する2つの社団法人と3つの社会福祉協議会からなるグループ

<実施事業>

推進環境の整備(全て)、住宅の改修工事

<事業実施体制>



平成23年度高齢者等居住安定化推進事業の公募概要

高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業

A 一般部門 ～ 評価委員会による個別審査・評価 ～ (p. 4)

・個々の提案内容について評価委員会により評価

ハード・ソフトにおいて先導性の高い提案

- ・先導性の高い高齢者・障害者・子育て世帯向け住まいの整備
- ・協働型居住の試み
- ・高齢者・障害者・子育て世帯の住まいに関する情報提供・相談
- ・障害者世帯・子育て世帯の居住の安定確保に資する取り組み

B 特定部門 ～ 評価委員会による包括評価 ～

・個別内容について要件との適合を審査の上評価委員会に諮る

B-1 ケア連携型バリアフリー改修体制整備事業 (p. 18)

ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制により行われるバリアフリー改修及び体制整備

B-2 公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化事業 (p. 25)

公的賃貸住宅団地の福祉拠点化に資する高齢者生活支援・障害者支援・子育て支援施設の整備

上記のほか、地方公共団体の認定等を受けている場合、事務局の個別審査による次の事業がある。

- ・高齢者向け優良賃貸住宅と高齢者生活支援施設の一体的な整備事業 <経過措置> (p. 33)
- ・地方公共団体の計画に位置付けられた高齢者生活支援施設等 (p. 25)

※ サービス付き高齢者向け住宅整備事業については、別途公募予定。

公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化事業のイメージ



<要件>

- 公的賃貸住宅団地内に高齢者生活支援施設等又はグループホームを整備するものであること
- 地域住民(当該公的賃貸住宅団地居住者を含む)に対して生活相談、介護予防等の取組又はグループホームなど地域密着型のサービス提供を行うものであること
- 当該公的賃貸住宅団地の管理者が推薦した者であること(住宅管理者自らが公募する場合を除く)
- ※当該公的賃貸住宅団地の管理者は入居者募集上の配慮、バリアフリー化等に努めること

<オプション>

- 高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホームを合築・併設する場合は新築・改修費にも補助

<補助率>

- 高齢者・障害者・子育て生活支援施設、グループホーム、有料老人ホーム
新築1/10(上限1,000万円/施設)
改修1/3(上限1,000万円/施設)

※ただし、高齢者居住安定確保計画等に位置づけられる高齢者・障害者・子育て生活支援施設については、補助率を45%/補助限度額を、原則として、団地の戸数に60万円を乗じて得た額又は1億円のいずれか少ない額とする

- 高齢者専用賃貸住宅
新築1/10(上限100万円/戸)
改修1/3(上限100万円/戸)

25

公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化事業のイメージ

<要件>

- 公的賃貸住宅団地内に高齢者生活支援施設等又はグループホームを整備するものであること
- 地域住民(当該公的賃貸住宅団地居住者を含む)に対して生活相談、介護予防等の取組又はグループホームなど地域密着型のサービス提供を行うものであること
- 当該公的賃貸住宅団地の管理者が推薦した者であること(住宅管理者自らが公募する場合を除く)
- ※当該公的賃貸住宅団地の管理者は入居者募集上の配慮、バリアフリー化等に努めること

<オプション>

- 高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホームを合築・併設する場合は新築・改修費にも補助

26

<補助率等>

○高齢者・障害者・子育て生活支援施設、グループホーム、有料老人ホーム
 新築1/10(上限1,000万円/施設)

改修1/3(上限1,000万円/施設)

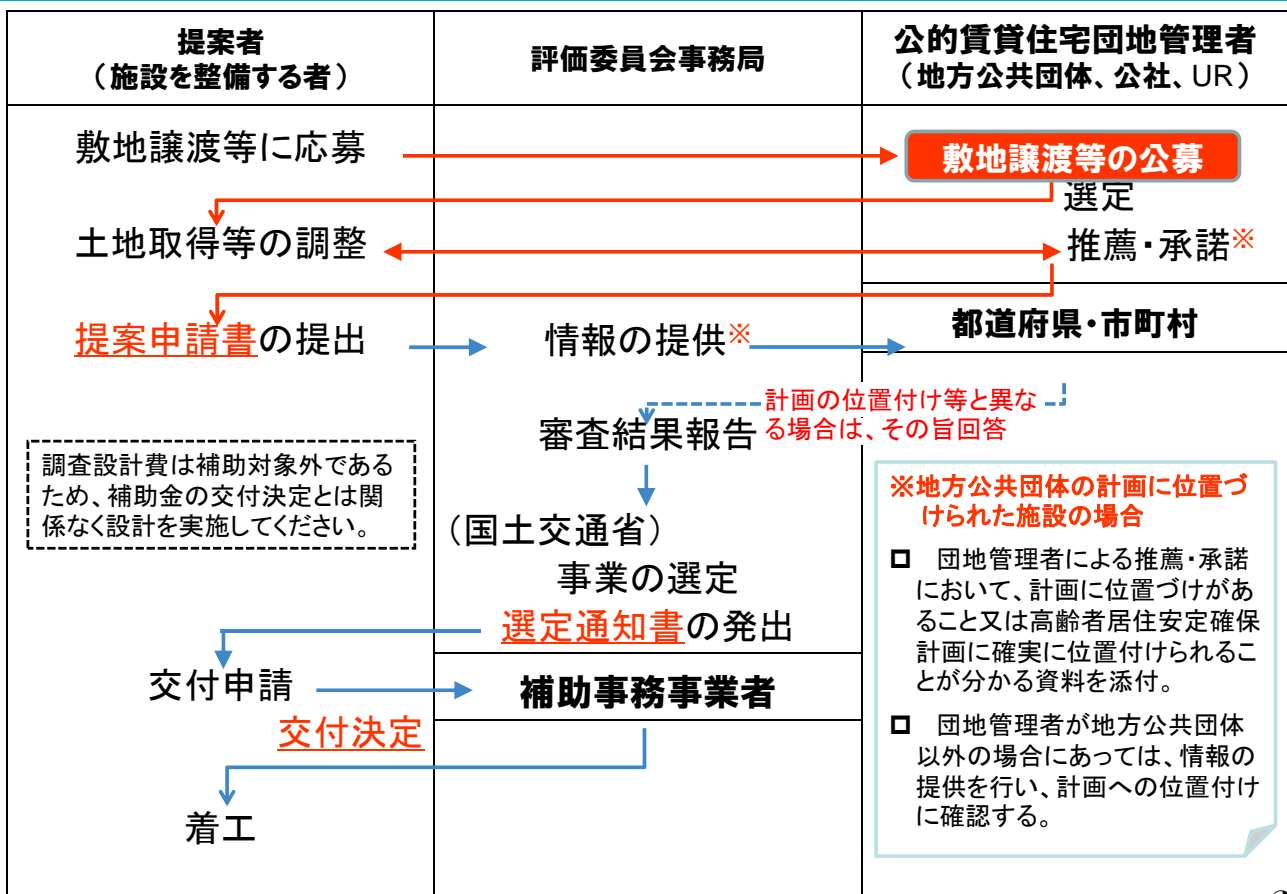
※ ただし、高齢者居住安定確保計画等に位置づけられる高齢者・障害者・子育て生活支援施設については、補助率を45%、補助限度額を、原則として、団地の戸数に60万円を乗じて得た額又は1億円のいずれか少ない額とする

○高齢者専用賃貸住宅

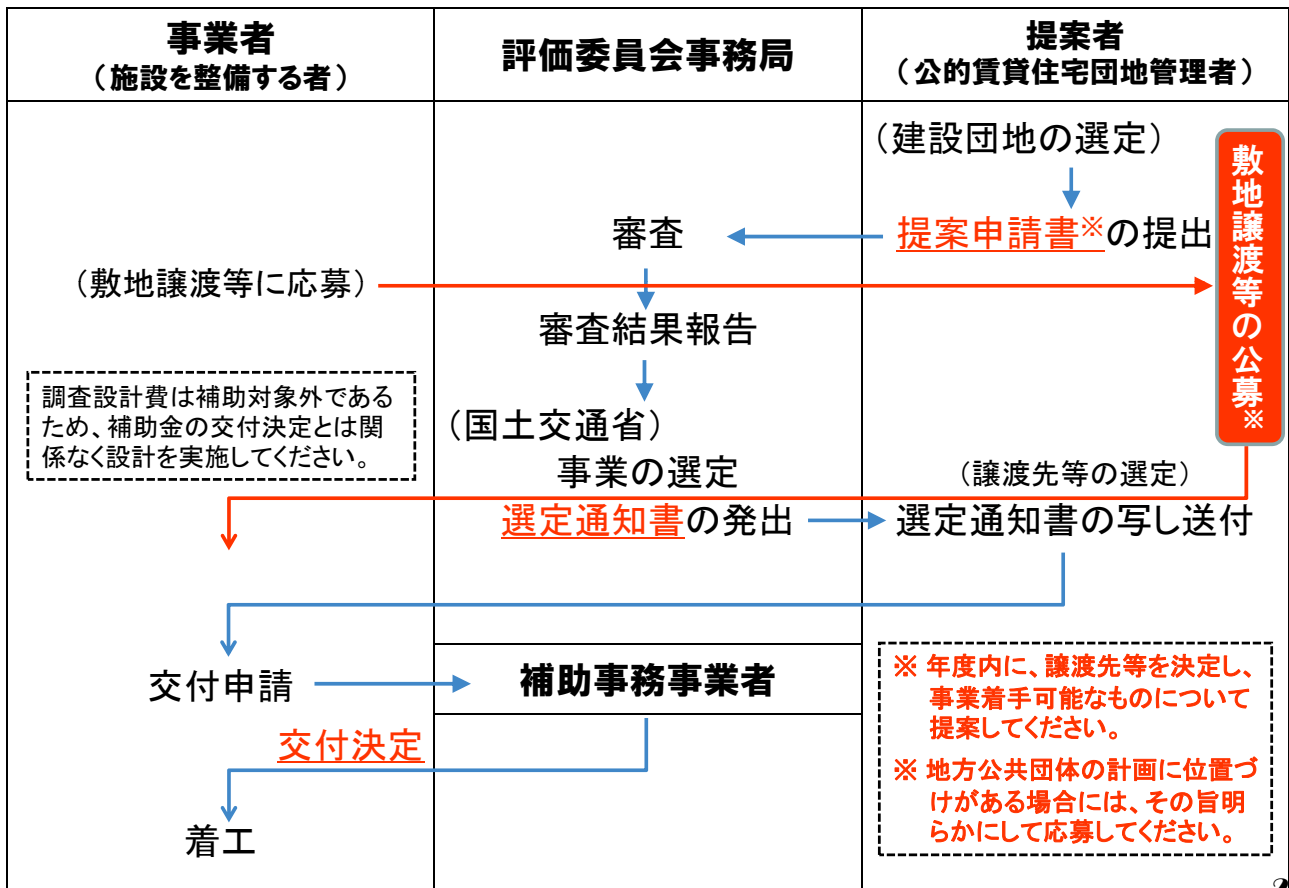
新築1/10(上限 100万円/戸)

改修1/3(上限 100万円/戸)

提案から選定までの流れ(公的団地型:民間事業者提案の場合)



提案から選定までの流れ(公的団地型:団地管理者提案の場合)



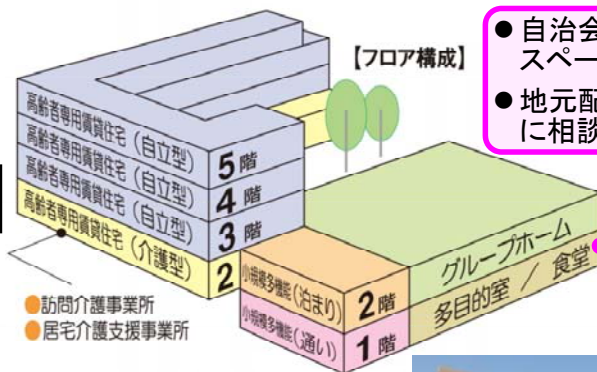
公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化の事例①

●高根台つどいの家<UR団地:アートヒル高根台>(千葉県船橋市)

■UR賃貸住宅団地の建替えによって生じた土地を民間事業者に譲渡し、高齢者専用賃貸住宅、介護事業所等を整備。

【施設概要】

- ・高齢者専用賃貸住宅(自立型・介護型) ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・認知症高齢者グループホーム ・訪問介護事業所 ・食堂(昼食時には周辺開放)



- 自治会要望による多目的スペースの設置
- 地元配食事業者を自治会に相談し誘致

【団地諸元】

- ・敷地面積: 44.7ha
- ・従前管理戸数: 4,608戸
- ・管理戸数: 2,822戸(平成20年度末)

【高根台つどいの家】

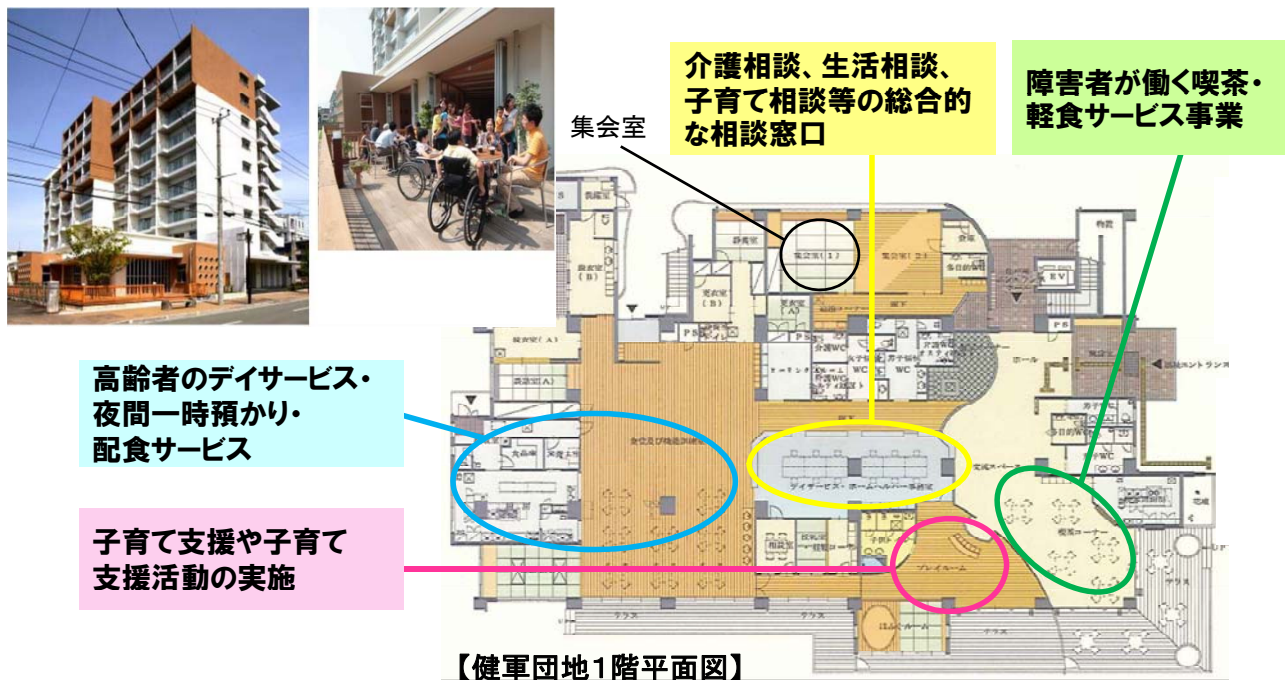
- ・敷地面積: 約3,610m²
- ・延床面積: 約3,451m²
- ・構造規模: RC造、5階建
- ・開設時期: 平成21年6月



公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化の事例②

●健軍くらしささえ愛工房〈熊本県営住宅：健軍団地〉（熊本県熊本市）

- 建替えとあわせて県営住宅1階に地域の福祉・交流拠点を整備。
NPOによる地域居住支援など、地域住民とのパートナーシップにより運営。



31

平成23年度高齢者等居住安定化推進事業の公募概要

高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業

A 一般部門 ～ 評価委員会による個別審査・評価 ～ (p. 4)

- ・個々の提案内容について評価委員会により評価

ハード・ソフトにおいて先導性の高い提案

- ・先導性の高い高齢者・障害者・子育て世帯向け住まいの整備
- ・協働型居住の試み
- ・高齢者・障害者・子育て世帯の住まいに関する情報提供・相談
- ・障害者世帯・子育て世帯の居住の安定確保に資する取り組み

B 特定部門 ～ 評価委員会による包括評価 ～

- ・個別内容について要件との適合を審査の上評価委員会に諮る

B-1 ケア連携型バリアフリー改修体制整備事業 (p. 18)

ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制により行われるバリアフリー改修及び体制整備

B-2 公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化事業 (p. 25)

公的賃貸住宅団地の福祉拠点化に資する高齢者生活支援・障害者支援・子育て支援施設の整備

上記のほか、地方公共団体の認定等を受けている場合、事務局の個別審査による次の事業がある。

- ・高齢者向け優良賃貸住宅と高齢者生活支援施設の一体的な整備事業〈経過措置〉 (p. 33)
- ・地方公共団体の計画に位置付けられた高齢者生活支援施設等 (p. 25)

※ サービス付き高齢者向け住宅整備事業については、別途公募予定。

32

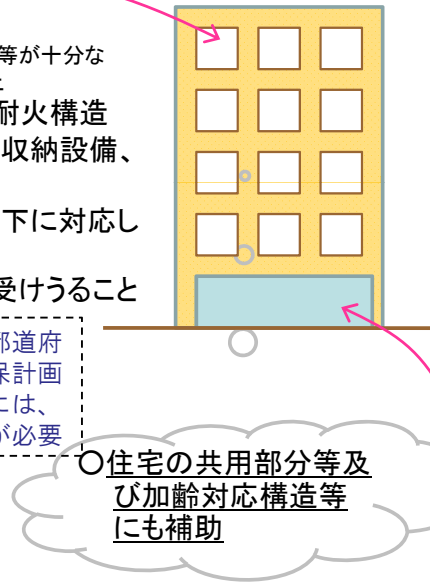
高齢者向け優良賃貸住宅と高齢者生活支援施設の一体的な整備事業のイメージ

<要件>

住宅の要件

- 5戸以上
- 原則25㎡以上
※共同利用の居間、食堂、台所等が十分な面積を有する場合は18㎡以上
- 原則、耐火構造又は準耐火構造
- 原則、台所、水洗便所、収納設備、浴室の設置
- 高齢者の身体機能の低下に対応した構造・設備
- 緊急時対応サービスを受けうること

上記の要件については、都道府県等が高齢者居住安定確保計画で別の基準を定めた場合には、当該基準に適合することが必要



○住宅の共用部分等及び加齢対応構造等にも補助

管理の要件

- 高齢者向け優良賃貸住宅として地方公共団体から認定を受けること
- 高齢者向け優良賃貸住宅として10年以上管理すること
- 原則公募、抽選等公正な方法による入居者の選定、計画的な修繕、適切な事業経営計画

入居者等の要件

- 入居者が60歳以上の単身高齢者又は高齢者夫婦等であること
- 賃貸人が、賃貸住宅の管理を行うために必要な資力及び信用、能力を有すること

高齢者生活支援施設等の要件

- 総合生活サービス窓口、情報提供施設、生活相談サービス施設、食事サービス施設、交流施設、健康維持施設、介護関連施設、医療施設又は訪問看護ステーション若しくはこれらに付随する収納施設等

<補助率>

- 住 宅 : 新築、改修 2/3
(共用部分等及び加齢対応構造等の整備に要する費用に限る。)
- 高齢者生活支援施設等: 新築、改修 2/3

33

高齢者向け優良賃貸住宅と高齢者生活支援施設の一体的な整備事業

<留意点>

○ 高齢者住まい法改正法案との関係

- ・ 改正法が成立し施行された時点(以下「施行時点」という。)で、高齢者向け優良賃貸住宅制度は廃止される
- ・ このため、施行時点までに高優賃の認定を受けているもの又は事業の計画に着手しているものについて助成
- ・ 『計画に着手』とは、高優賃に係る設計委託に係る契約締結をもって判断
- ・ 施行時点以降は、地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地方公共団体の認定を受けることが必要

○ 改正法施行時における事業の進捗状況と補助対象との関係

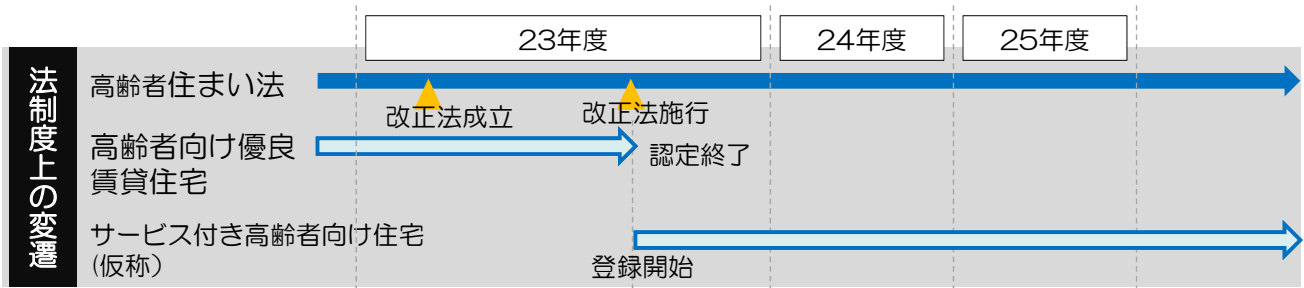
ケース	施行時点以前	施行時点以降	補助対象※
① 認定済み	高優賃の認定済み		○
② 計画着手済み	設計委託の契約締結	地優賃の認定を受ける	○
③ 計画未着手		設計委託の契約締結	×

※ いずれのケースであっても平成25年度までに事業が実施されるものに限り補助対象となり、平成26年度以降に実施される事業は補助対象外となるので注意すること。

※ 本事業については、申請書の提出受付開始後、随時受け付けます。

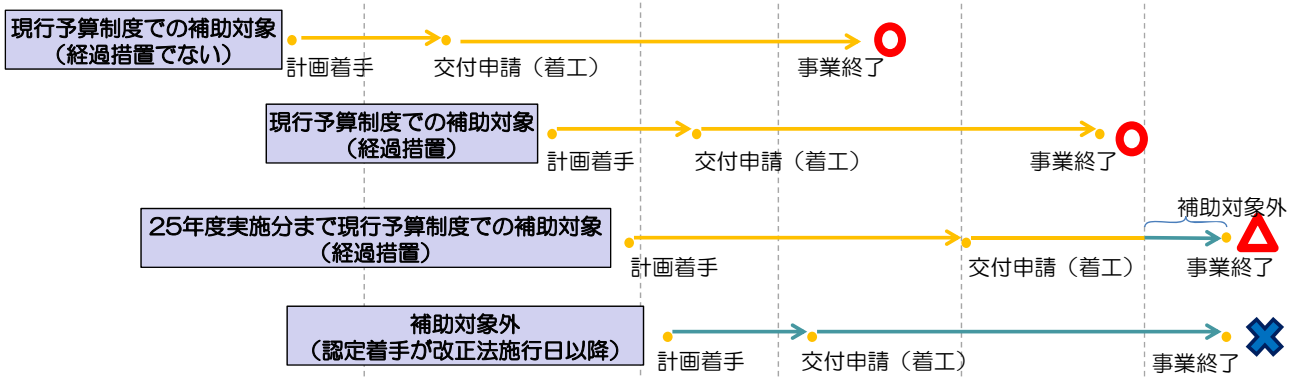
34

高齢者向け優良賃貸住宅と高齢者生活支援施設の一体的な整備事業(経過措置)

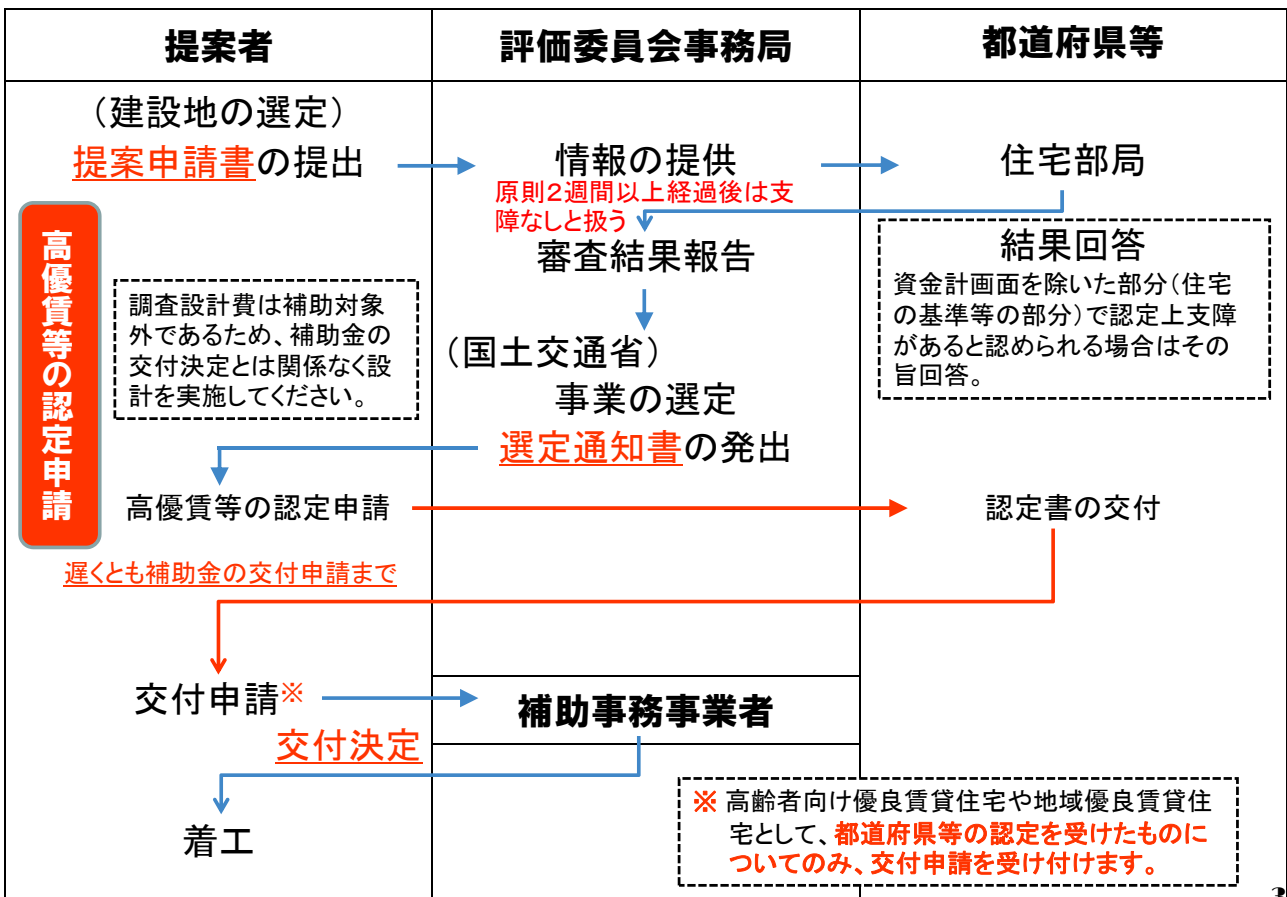


※ 高優賃の整備費に係る助成の経過措置について

改正高齢者住まい法の施行前に着手（設計を含む。）した高優賃については、施行日以降であっても現行の予算制度の下で新規採択を実施。ただし、補助の対象となるのは、平成25年度までに実施されるものに限るものとする。



提案から選定までの流れ(生活支援施設付高優賃等の場合)



高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業のスケジュール等

スケジュール(予定)

平成23年2月～	事業説明会の開催(2月23日～全国9都市)
平成23年3月	提案申請書電子ファイルのダウンロード開始(3月14日(月))
平成23年4月～	申請書の提出期間(4月4日(月)～5月13日(金))※
平成23年7月	平成23年度第1回高齢者・障害者・子育て世帯居住安定化推進事業の選定

※ 地方公共団体の認定を受けている場合等については、受付開始後随時受け付けます。

平成22年度中の問い合わせ先(ファクシミリ又は電子メール)

高齢者等居住安定化推進事業評価室

FAX:03-6268-9029 E-mail: model@swrc.co.jp

提出先

4月以降に国土交通省ホームページ等においてお知らせします。

平成22年度中の最新情報のお知らせ及び申請書のダウンロード先

スケジュールの変更等がある場合はこちらでお知らせします。

高齢者等居住安定化推進事業ホームページ

<http://iog-model.jp/>

住宅に係るバリアフリー改修関係税制(所得税・固定資産税)

◆所得税

	ローン型減税	投資型減税
対象者	①50歳以上の者 ②介護保険法の要介護又は要支援の認定を受けている者 ③障害者である者 ④居住者の親族のうち上記②若しくは③に該当する者又は65歳以上の者のいずれかと同居している者	
対象工事	・通路等の拡幅 ・浴室改良 ・出入口の戸の改良	・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りにくい床材料への取替え ・階段の勾配の緩和 ・便所改良
控除額	①バリアフリー改修に係るローンの年末残高(上限200万)の2%相当額(5年間) ②①以外の増改築工事にかかるローンの年末残高(①とあわせて上限1000万円)の1%相当額(5年間) ※対象となるローン＝償還期間5年以上又は(独)住宅金融支援機構からの借入金等で死亡時一括償還により支払う債務 ※対象工事費が30万円超(補助金等を受けている場合は補助金の額を控除した額)であること	・バリアフリー改修に要した費用の額と改修に係る標準的な工事費用相当額とのいずれか少ない金額(H22/H23: 上限200万円 H24: 150万円)の10%相当額 ※対象工事費が30万円超(補助金等を受けている場合は補助金の額を控除した額)であること ※「標準的な工事費用相当額」の算定が必要
適用期限	平成25年12月31日まで	平成24年12月31日まで(予定)

◆固定資産税

対象者	①65歳以上の者 ②介護保険法の要介護又は要支援の認定を受けている者 ③障害者である者
対象工事	所得税と同じ
控除額	当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額の1/3を減額。(100㎡相当分まで) ※対象工事費が30万円以上であること
適用期限	平成25年3月31日まで

※税制の詳細な資料、増改築等工事証明書の様式・記載例等については国土交通省HPIに掲載
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html

介護保険給付と税制の対象工事の比較

介護保険給付の対象	税制の対象
なし	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
なし	階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る)又は改良により勾配を緩和する工事
高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものとするために行う浴槽の取替え	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの ①入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事 ②浴槽のまたぎ高さの低いものに取り替える工事 ※浴槽の深さを浅くする工事は含まない ③固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 ④高齢者等の身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し又は同器具に取り替える工事
洋式便座等への便器の取替え ※腰掛便座は含まない	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの ①排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事 ②便器を座便式のものに取り替える工事 ※取り外し可能な腰掛便座は含まない ③座便式の便器の座高を高くする工事
廊下、便所、浴室、玄関、 玄関から道路までの通路等に転倒防止若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とする手すりの設置	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらをつなぐ経路に手すりを取り付ける工事 ※屋外の手すりの設置は含まない(ただし、玄関の内側の階段の勾配の緩和や段差解消と併せて行う玄関の外側の手すりの取付けは可)
居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び 玄関から道路までの通路等の段差の解消	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらをつなぐ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。) ※屋外の段差解消は含まない(ただし、玄関の内側の階段の勾配の緩和や段差解消と併せて行うスロープの設置等の段差解消は可)
開戸から引戸、折戸、アコーディオンカーテン等への取替え、ドアノブの変更、戸車の設置 ※自動ドアの動力部分は含まない	出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの ①開戸を引戸、折戸等に取り替える工事 ②開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事 ③戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事 ※動力装置の設置を含む
滑りの防止及び 移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ※畳敷から板製材料、ビニル系床材等への変更	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらをつなぐ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事 ※既存のものよりすべりにくくなる床材への変更のみ ※滑り止め剤の塗布等の表面処理のみは含まない
その他上記住宅改修に附帯して必要となる住宅改修 ・手すりの取付けのための壁の下地補強 ・浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事 ・床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備 ・扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ・便器の取替えに伴う給排水設備(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替えに伴う床材の変更	上記工事と一体となってバリアフリー化の効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事 ※昇降機の設置その他の単独で行われることも通常させる工事で、本体工事と併せて行うことが必ずしも必要ではないものは含まない